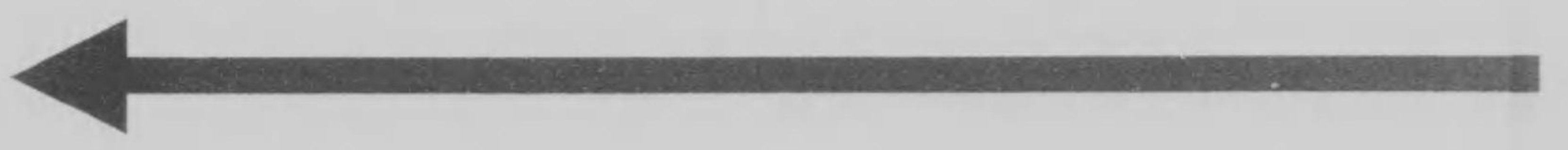


252.5
128



始



CHILDREN'S RIGHTS

by

N. TAMURA

兒童の權利

田村直臣著

大正幼稚園出版部

CHILDREN'S RIGHTS

by

N. TAMURA



兒

童

の

權

利

田村直臣著

大正幼稚園出版部

大正

15. 9. 21

内交

序 文

兒童の權利と云ふ文字は大正の今日耳新しく、人の奇とする文字ではありません。併し十五年前私が始めてこの書を公にしました時は非難の聲は諸方に起りました。過去十五年間兒童問題は、我が國に於て長足の進歩を呈しました。大正十二年の大震災のために烏有に歸せしこの書も再び新衣を着し諸君に接する光榮を得たるを非常に悦びといたします。私はこ

の書の壽命を祈ります。

大正十五年八月下旬

巢鴨の宅にて

田村直臣

目次

廿世紀の大問題……………一

○ 子供の権利……………三

○ 社會改革と子供の権利……………六

○ 子供の権利を實行する方法……………八

○ 子供と大人の違……………一〇

○ 子供の活動……………一三

○ 子供の疲勞……………一八

○ 子供の爲めの設備……………二三

○ 子供の個人性……………二六

子供の意志	三〇
子供の虚言	三四
子供の恐懼	三八
子供の暗示	四二
子供の喧嘩	四六
子供の習慣	五〇
子供の手癖	五六
子供の泣き聲	六〇
子供は神の子供	六五
子供と遺傳	七一
母の胎内に於ける子供	七六

△ 子供の慾心	八〇
○ 子供の友達	八四
○ 子供の好奇心	八八
○ 子供の力の標準	九二
○ 子供の問	九八
○ 子供の真似	一〇二
○ 子供に對する尊敬	一〇八
○ 子供の遊び	一一二
○ 子供の讀物	一二六

兒童の權利

田村直臣著



廿世紀の大問題

早や人間を獸の様に取り扱ひ賣買をする事は世界になくなつてきた。又專制國と云はれて居つた露國の様な國でも、又民權などは夢にも見なかつた支那の様な國でも、近來は權利の問題が中々に盛んになつて來た。また女の權利問題も廿年此方非常な進歩をした。米國の或州では女に投票の權を與へ、又女が役人になる事

も出来る。英國でも今は盛んに女權運動が始つて居る。此の有様で行けば女も男と同じく己の權利を自由に實行する事が出来ると思ふ。

併し權利は獨り男や女にあるのではない。子供にも亦權利がある。廿世紀に必ず起つて来る重大なる問題は子供の權利である。よくよく調べて見ると昔良き民が惡逆な君の爲めに、無暗に權利を奪ひ取られて酷い目にあつたよりも、又女が男から非常な壓制を受けたよりも、はるかに今日の子供が親の爲め又社會一般の人々より酷い壓迫を受けて居るのは事實である。或場所に於ては子供を獸よりも酷く虐待して居る。近頃は日本でも動物虐待防止會と云ふ様な會も設立せられ、動物を虐待するものを國の法律で罰せんとして居る。瘠せ馬が慈悲のない馬子に酷く尻を打たれても、人はそれに對して反對の聲を放ち其暴行を防がんとして居るのではないか。然るに貴き子供の權利に向つて叫ぶ者のないのは悲しむべき事では

はないか。子供は人類の一部分である。而も子供は人類の大部分を占めて居る。試みに日本の戸籍を調べて見ても能く解る。平均一家に必ず五人の家族が居る。其の五人の内二人は大人で三人は子供である。子供は世界の人口の内大多數を占めて居る事は明白な事實である。

斯くの如く大多數を占めて居る子供が少數の大人より壓制を受け己の神より與へられた貴き權利を踏みつけにされて居る。早かれ遅かれ子供の權利問題は何うしても起つて来る問題である。若し人が此の問題を等閑に附し、川向の火事の如く思ひ、子供の爲めに子供の權利を主張せなければ、巷に横はつて居る石が正義を叫ぶに違いない。

子供の權利

權利と云ふ言葉は何だか耳觸りのする言葉である。權利と云ふと直ぐ法廷に出

て争をする様な感じが起る。故に或人は女權と云ふ言葉を聞くと躬の毛の立逆つ様に嫌ふ者がある。従つて子供の權利と云ふと、女權と言ふ事を嫌ふ人がある様に、嫌に感ずる人がある。併し子供の權利と云ふものは決して、子供に投票の權があるとか。又は財産を所持する權があるとか云ふのではない。よく靜かに考へて見ると解る。子供と云ふ者は所有品の如く親が自分の勝手氣儘にしてよいか。子供は親に對して『私は物品でもなく、又、獸でもなく、他迄も人間の一部分なる子供である。私は子供であるからには、親の所有品ではなく、神のものである。私には神から與へられた子供としての權利があると』云ふ事は出来ないか。子供が親に愛せらるゝのは、愛せらるゝ價はないものであるけれども親の慈で愛せらるゝといふのであるか。神は、親と云ふ者は子供を愛する様に御造りになつたのではないか。又子供は親から愛せらるゝ權利を有して來たのではないか。若し親

にして子供を愛せず。又其子供に子供たるの教育を與へなければ、親は子供の權利を奪ふたのである。權利と云ふものは非常に貴いものである。王でも誰でも人間の權利を無暗に奪ふ事は出来ない。子供は自分の權利の爲めには、親に對しては、何事も云ふ事も又する事も出来ない弱いものである。子供は親に對して此れは酷い壓制だと思つても、親の命する通りに何でもやつて行かなくてはならない。親たる者は此の弱い子供に神の與へ給ひし貴き權利のあると云ふ事を決して忘れてはならぬ。親が子供を自分の所有品であると思ふのは大なる間違ひである。親は單に子供の保護者である。

子供は親に神から預けられた大切なる寶である。併し金銀寶石の如き朽つる寶ではない。神の形の印を持つて居る、生命ある、大未來を持つて居る、希望に満ちたる、神の子供である。

○ 社會改革と子供の權利

今日の社會が何うもよくないと云ふのは誰一人疑ふ者はない。それで此のよくない社會を改めんとして働いて居る人は大勢あるのである。

酒と云ふ者は社會を害し人を毒し、酒の爲めに一人の人が一身を誤るばかりではない、一家を亡ぼし又一國を亡ぼすものである。然るに其の酒を飲んで社會に毒を流す者は何の位あるか知れん。禁酒會員は有らん限り其の矯正に盡力して居る。又悪少年は云ふに云はれぬ舉動をなして兩親を泣かさばかりでなく社會を泣かして居る。而して之れが爲めには悪少年を矯正せんとして感化院と云ふものがある。其他此社會を救濟せんとして財を捧げ身を捧げて居る者は枚舉に遑がな
50。

併し今日社會改良に従事して居る人は根から矯正せず、恰も左官屋が壁を塗る

様に外部から其の悪事を消さんとして居る。ホルンと云ふ教育學者が云ふ様に、今日の社會は山の高い所から轉がつて傷をした者を、山の下で病院を建て其の病人を醫すにきゆうきゆうとして居る。山の上を見れば、山の上には人の落ちない様に防禦をして居らぬ、人はどしどし落ちて傷を負ふのである。實に馬鹿げた事ではないか。今日社會を改良せんとして居る者は此の馬鹿氣たる事をして居る。子供に目を就け、其の子供の權利を重んじ、適切な教育を施さなくては、此の社會が根から改良せらるゝ事は出來るはずはない。廿年も卅年も酒の奴隷たる者が毎日々々、養つた習慣を破る事は容易に出來るものではない。又十五年も廿年も盜賊の癖をつけた者を恢復さする事は殆んど不可能である。習慣には一定の法則がある。其の法則は神の御與へになつたものである。神が御造りになつた法則を無暗に破ると云ふ事はできない。子供の時から毎日／＼善い習慣を付けさへすれば

子供は成長しても其の習慣を續けるから、社會は従つて善い子供が出来れば出来る程よくなつて行くのである。子供に善い教育を與へる事を爲さず、大人になつて悪い者になつたと云ふて騒ぐのは實に話の出来ぬ程間が抜けてゐる。社會が今日腐敗して居る其の罪は社會自身の罪である。子供の權利を無にした結果である。子供の權利を重じなくては何うしても社會を永久に救済する事は出来ない。

子供の權利を實行する方法

歴史家の言に依ると人民が自分の權利を回復する爲めに既に四千と云ふ多くの戦があつたと云ふ事である。今日迄の歴史に依ると血を流し又腕力に訴へなくては權利を取かへす事は出来ない。權利史は實に血の歴史である、若し血を流し又腕力に訴へなくては權利を得る事が出来ないれば、子供ははや己の權利を得る途はない。云ふ迄もなく子供は腕力もなく、金力もなく、又權利を叫ぶ智力もない

のである。思へば實に子供は哀れなる者である。

ギルマン婦人の曰はるゝ様に「家庭に於て子供は親の權力内にあつて親より如何なる虐待を受ても訴ふるには法廷なく、論せんとしても智力なく、又證人を呼ぶ特權もない。親は自ら裁判官にして又行政官である。」子供は自分の力で自分の權力を主張し又自ら實行する事は出来ない。貴き權利を有しながら其の權利を實行する事が出来ないとは何と哀れな事ではないか。幸ひにもイエスは世の聖人君子又豪傑とはちがひ、子供のチャンヨビン(勇者)であつた。子供の權利を認め給ふた御方はイエス一人であつたと思ふ。もつともグリシヤの哲學者プラトーは非常に子供に重きを置いた一人である。併しプラトーが子供を大切にしたり理由は子供は大人となつて國民になると云ふ利益から割り出して、斯く子供を大切にしたのである。

今日日本に於て子供の大切なる事を口を以て又筆を以て主張する人があるが、畢リプラトーの如く利益上より子供の大切なる事を主張するの事であつて、イエスの如く権利上より主張するのではない。利益上から子供を大切にすると、権利上から子供を貴ぶのとは月と鼈の違がある。其の理想の高低は誰れにもよく解る。

我儕はイエスの足跡を踏み平和的に戦争なくして子供の権利を主張し、又其権利の實行せらるゝ様に盡力しなくてはならぬ。子供の権力に就きて盡す程名譽な働きは他にない。米國の大説教者ヒイツブスブルークス氏は『子供を助けるのは人類を助けるのである。人類を助けんと思ふなれば子供の時に助ける程大なる助けはない』と言はれて居る。

子供と大人の違ひ

或所で、『子供はどんな者でありますか、』と問を出したら。或婦人は變な顔をし

て、『何と馬鹿げた問であらう、』と云はぬばかりに、『子供は大人を小さくしたのである、』と答へたが、一般の人々は此婦人の答の如くに、子供は大人の小形である、大人は子供の大形である、と云ふ考を持つて居る、併し能く調べて見ると。子供は決して大人を小さくした者ではない。子供は大人とは身體に於ても又心に於ても全く違ふてある。子供と云ふ者は毎日々々成長して居るものである。大人の様に成長の止まつた者ではない。大人を本位として子供を取扱ふのは大なる間違ひである。大人を取り扱ふ様に子供を取扱ふのは、子供が生れながらに神から與へられて來た権利を奪つてしまふのと同様である。子供と云ふ者は親の暖から保護の下にある者にして又親がなくては子供は成長する事は出來ない。併し親には親の権利がある様に、子供も亦子供として取扱はるゝ権利を有して居る。

王でも家來の権利を容易に奪ひ取る事が出來ない様に、親でも子供の権利を矢

鱈に取る事は出来ない。親が子供を子供として取扱ひ、子供の教育を誤りなくすると云ふ事は、親にとつては非常な責任である。子供と云ふ者は神聖なる者である。子供は未來に包まれて居る驚くべきものである。子供の運命は神の外に誰一人知つて居る者はない。

人間の子供は獸の子供とは違ひ、鼠や猫の子の様に、大きくなるものではない。人間の子供は廿年も費やさなくては一人前になる事は出来ぬ。人間の子供が早く大人になる事の出来ないのは、親の膝下にあつて永く教育さるゝ様に、造られて来たからである。人間が獸と異なる大なる點は人間は子供の時代が永いからである。

言葉を換へて云へば、子供の時代の永いのは、子供が教育されて偉いものになるためである。子供は何處迄も子供である大人ではない。子供が大人でないなれ

ば、其の取扱ひ方も、子供の成長發達して行く程度に従ひ、其の取扱ひをしなくてはならぬ事は云ふ迄もない。子供の食物でも、乳を飲まず時代もあれば、又肉類を食べさせる時代がある様に、子供を教育して行くにも、心に對して乳を飲まず時代と、又肉を食べさせる時代がある。子供を大人扱ひするのは確かに子供の權利を害したのである。

親が子供に對して知らずにする事でもそれは罪である。故に親は子供に對しては恭々しく愛と畏れを以て其の任務に當らなくてはならぬ。

子供の活動

子供は生まれると直ぐオギア／＼と泣き、又乳を飲みたい爲めに、口を動かし、手を動す。又足で蹴る。其の活動は一日一日と非常に活潑になつて来る。其の子供が四五才にもなれば手も負へぬ程に暴れる。親や子守を困らす者は子供が少し

も凝然として居らぬ事である。彼所に行つたかと思つて居ると直ぐと此所へ來る人の持つて居る物は何でも欲しがらる、障子でも、壁でも、襖でも、少しも構はず指でつきとうす。新聞を持っては直ぐと破る。子供の全身は朝起きてから寝る迄、絶間なく働く様に造られて居るのである。子供の活動は子供の生命である。如何に子供に善い食物を與へやうが、又夜能く寝かそうが、子供を自由に活動させなくつては、生きて居る事は出來ない。子供は子供として活動する貴い權利を有して居る。今日社會一般は此の活動する子供の權利を認めず、又其の權利を奪ふて居る。家庭に於て「いけないく」とか「よせく」とか「およしと云ふたらよさないか」とか云ふ言葉は、毎日親の口から何度となく出る言葉である。

或幼稚園に貧乏な家の一人の娘がきた。保姆は其娘に「お前さんの名は何んぞ云ひますか、」ときくと、「お梅」と答へました。又保姆は「最一ツ初めの名は何ん

と云ひますか、」ときくと、其の娘は何氣なく「してはいけん」と答へた。此の子供は家で毎日々々「してはいけんくくくくお梅」と云はれて居つたから自分の姓名は「してはいけんお梅」といふのだと思ふて居つたのは無理はない。親は子供は五月蠅いものだ云ふ考を常に持つて居る。人に遇ふと挨拶の種に「何うも私の子供は悪戯で仕方ありません。」と云ふのが口ぐせである。客は人の家を訪ねに來て子供を見れば、御世辭に、「何とまあ貴方の御子様は溫和しいこと、人形の様ですね。」と言ふ。其の言葉を聞いても母は怒りもせずニコ／＼と笑ふて悦んで居る。併し子供と云ふ者は馬鹿か病氣ならば兎に角、健全な子供は決して凝然して居らぬ。「貴方の御家は人形の様は溫和しい、と讚めるのは讚めるのではない。言葉を換へて云へば、「貴方の御子様は馬鹿か病氣である、」と云ふたのと同様である。祭りの時に子供が二十人も三十人も酒樽御興を荷いで、

ヨイ／＼と叫んで駆け廻る有様を見ると、實に馬鹿げた様であるが、あれを見ても子供が活動的であつて、少しも凝然して居る事の出来ないのを知る事が出来る。

併し子供は活動する権利は持つて居るが、子供と雖も其の権利を猥りに用ゆる事は出来ない。親は子供の活動を止める権利がある。活動は子供の権利であると云ふたからとて、子供に刃物を持たしたり、又壁を無暗に破らす事はいけぬ。親は必ず之れをよさする事をしなくてはならぬ。子供は決して何か切れ物を持たねば承知しないとか、又壁でなくては破さないとか、云ふ事はない。子供は何かしたいと云ふのが己の持前であるから、切物の代りに、何か危なくないものを與へ、又壁や障子を破らせない代りに、何か壊してもよい物をやらなくてはいけない。子供の教育に此の所が六ヶ敷い處である。子供の権利を亂用させなくて、自由活動させるのが、親の親たる務である。子供の活動を無暗に壓えつけると

其の結果子供を不活潑な、いくじのない人間にするのである。又それと反對に、子供に勝手氣儘に、爲るがまゝに活動させると、其の結果は子供を狂者にさせるか又早死をさしてしまふのである。親の役目と云ふものは容易ならぬ役目である。親は子供が色々の悪戯をするのを見て、五月蠅と思はず、あれで子供は成長するのである、此の子供は此の活動によつて、大人が學問をして居る様に、學んで居るのである、と、云ふ事をよく承知して居らなくてはいけない。ブレーベルは「子供は五才迄に其の子供の一生涯に學ぶ事を皆學んでしまふのである」と云ふて居る。母は何時迄も子供の成長に注意せなくつてはいけない。内氣の子供には、極めて活動をさせる様にさせ、又亂暴な子供には、其の活動に充分に注意を加へなくてはいけない、子供の活動を無暗に壓えつけるのは、子供の権利を奪ふ事であつて、親と雖も其の子供の権利を踏みつける事は出来ない。

子供の疲勞

子供は大人とは違ひ疲れるのも早い、又疲れも直ちに醫る。併し大人は疲れるのに強いかはりに、其の疲勞は容易に醫らない、子供は身體も又心も未だ充分に發達して居らないから、永く疲れに耐える事は出来ん。親や學校の先生は特に此の點に注意して子供を扱はなくてはならぬ。子供が非常に疲れると夜イライラとして寝る事が出来ん。又夜寝ながらギリ／＼と齒切りをする。其上夜うなされる。モウソーと云ふ學者は「餘り疲れると血が悪くなつて來て記憶する事も出来なくなり、又自ら判じる事が出来なくなる。」と云ふて居る。

郵便配達人は、朝は手紙の重さがよく解るが、夜になると疲勞の爲めにぼんやりして、手紙の重さも解らなくなる。又人が餘り疲れると其の結果非常な罪惡の行はれる様になる。疲れると云ふ事は何でも無い様であるが、其害の及ぶ處は非常

なものである。歐洲では一週間に六日間は働いて七日目は一日必ず休業するが、六日の終の土曜日になると職人が非常に疲れる。其の結果土曜日の夜起る犯罪と云ふ物は非常なものである。爲めに今日歐洲では此の問題が中々に人益しい。子供を携れて演說會に行つたり、又芝居に行く人があるが、學者の演說や、又大人の喜ぶ芝居は子供は少しも面白くない。未だ充分に發達しない子供を、そんな所に携れて行つて、子供を疲らす事は子供に毒を飲ますのと同様である。

今日非常に流行する事だが、大臣などが田舎に御いになると、學校の先生は小學校の一二年の小さな子供を携れて、出迎いにいき、子供を一時間又は二時間と野天に立たして置く事がある。又遠足と云ふて、遠い所に子供を携れて行く事もある。此等は子供を非常に疲らせるのである。又其の他親や先生が、未だ解りもしない六ヶ敷い話をしたり、又讀めもしない書物を讀ましたりするのは、何の

位子供の心に害があるか知れなう。

今日の日本の學校制度中、何うしても改めなくてはならぬ事は随分あるが、此の點は確かに改革 なくてはならぬ事である。今日の學校は餘りに子供に學ばす事が多すぎる。其れが爲め子供の體ばかりでなく、頭をも痛めるものは非常である。子供は飽迄も子供である。子供と大人とは全く違ふ。子供を大人の様に取扱ふのは確かに子供を子供として取扱ふと云ふ事を忘れて居る。親と雖も此の子供の權利を奪ひ取る事は出来ぬ。子供の親となり、又は子供を教育する任にある幼稚園又は小學校の先生等は、何うしても子供は如何なる者か、又其の子供を取扱ふには何うしたらよいか、子供の性質及其の取扱ひ法を充分に知つて居らなくてはならぬ。子供の性質及び其の教育法を知らずして、親となり又先生となるのは不都合な事である。子供は子供であつて、大人でないと云ふ考を。此の世から取

り去らなくては、子供は何の位毒を飲まさるゝか知れん。大人は一時間黙つて解らない演説を聽いて居つても其れが爲めに餘り疲れると云ふ事はないが、四五才の子供を靜かに一時間も座らして置けば、大人が終日働いたよりは餘計の疲れを起すのである。

○子供の身體又は心を疲れさせると云ふ程恐ろしい事はない。大人になつて、理性の發達もせず、身體も弱々しいのは、餘り子供の時に疲れさせた結果である。子供は直きに疲れると云ふ事を忘れてはならぬ。併し前にも述べた様に、子供の疲れは直ぐくるが、五分か十分も別な事をさしたり、又遊ばすると、其の疲れは直きに取れて来る。子供を疲れさせない様にする事は、親や先生が子供に慈を掛けるのではない。子供は疲れしない様にしてもらふ權利を持つて居る。權利問題はたしかに正義の問題である。

子供の爲めの設備

子供は世界の大多数を占めて居るにも係はらず、其の子供の爲めの設備はないと云ふてもよい。汽車に乗つても、大人の爲めの設備は充分に出来て居るが、子供の爲めには腰を掛ける場處も備へてはない。其の上其の汽車に乗つて居る人々は子供を眼中に置かず、無遠慮にも、バク／＼と煙草を吸ふて汽車中を煙だらけに致し、其れが爲め子供は其の煙に堪へかね、頭痛を起したり、又吐氣を起して病氣になるのである。

大人が子供の権利をふみつけにして居る事は、此の一事にても明白である。大人が病氣になつたり、又他人の爲めに何か害を受ける事があれば、決して黙つては居らぬ。必ず己の権利を主張するに違ひはない。公園に行つても能く解る。大人の爲めにベースボールをする場所もあれば、自轉車に乗る場所もある。腰掛る

場所も、皆心持よく座る事が出来る様に設備して有る。

併し子供の爲めに何處に充分の設備が出来て居るか。今日の公園は大人の爲めの公園であつて、子供の爲めのではない。自分の家に歸つて來ても同様である。二階に上るにも、大人の長い足で上る梯子段はあるが、子供が心持よく自分の足で上る階段の設備してある家はあるか。若し其の階段から落ると、其の階段の不十分であると云ふ事は少しも氣づかず、また自分等の不注意とは思はず。無暗に子供を叱り飛ばすのである。勿論云ふ迄もなく、子供の爲めに小さな家を建て、又萬事子供の爲めに設備せよと云のではない。併し今日の如く大人を本位とし、大人の世界と心得大人の利益になる事のみを氣をつけ、子供を眼中に置かねが如き舉動をしてはいかねと云ふのである。前にも繰返し繰返し述べた通り、大人に権利が有る様に、必ず子供にも権利がある。大人には汽車に乗つて心持よく座ら

れる懸掛があるに、何故子供には其の設備がないか。公園に行つて大人の設備はあるが、子供の爲めに其の設備のないのは何故か。家の造りでも、又家の設備でも、皆大人の爲めに出来て居る。子供の爲めには中庭に石を置く事は非常に危険であるが、子供の危険を思はず、自分の楽しむ庭を造る事に氣を取られて居る。何故に子供の権利を認め、子供の爲めに出来るだけの設備をしないか。今日の政府は衛生上の事にも萬事注意し、井戸を掘るには雪隠より三間離れなくてはならぬ、雪隠を造るには交番に届け、巡査の検査を受けなくてはならぬと定めて居るが、政府は此の様に大人の雪隠には非常に注意しながら、子供が大人の雪隠に行くのは非常に危険な事だと言ふ事が解からないか。政府は大人のために注意して子供には少しも注意をしないではないか。子供は自分で税金を出さぬから、子供の権利などは政府の見限りではない、と云ふて居るのであるか。若し子供

を人間と思ひ、而も子供は社會の大多數を占めて居る事を悟り、利益上から見ても此の子供は未來のの民になると思へば、唯に親等のみに一任しないで、政府自ら大いに子供の権利を貴び、子供の爲めに充分に設備をしなくては、政府は政府の務を盡したと云ふ事は出来ない。

子供の権利を重ずる爲めに、子供の居る汽車中では、煙草を吸はす事を禁すべき筈である。家を建設する規則に於て、政府は子供の爲めに危険でない様に、充分の設備をさせなくてはならぬ。

米國では子供の権利を貴ぶ事が中々に近頃は進歩して來た。子供の爲めに特別に子供の裁判所が出来て居る。又子供の器械場に働く年齢又は時間も制限されてある。

公園なども子供の爲めに子供の公園を作つて居る。文明國を以て傲りとして居

る國々は、段々と子供の権利を重んずる様になつて行くのに、日本も文明國を以て任ずるからには、是非子供の権利を重んずる様にならなくてはいけない。どうか世界に卒先して、子供の権利を最もよく重んずる國となしたいものである。

○子供の個人性

子供は皆同じ性質を持つて居ると思ふのは大なる間違ひである。同じ母より生れたる十人の子供は、皆同じ性質を持つて居りそうなものに、一人として同性質を持つて居る者はない、黙つて靜かにして居る内氣の子供もあれば、又口八丁手も八丁と云ふ活潑な子供もある。又何でも親から戴いたものは人にやつてしまふ子供もあれば、何一つ人にやるのはいやだと云ふ子供もある。又物を憶えるにも憶えの早い子供もあれば憶えの遅い子供も有る。物を憶えるにも數學は憶える事が出来ないが、歴史の事柄はすぐ憶える子供がある。繪を描かしても、又文字を

書にしても、上手に書く子供もあれば、何うしても下手な子供がある。身の丈でも、高いのもあれば、低いのもある。又聲のよく出る子供もあれば、餘り聲の出ない子供もある。顔の容でも、又體の容でも、皆十人十色である。又早く熟する子供と、遅く熟する子供がある。若し一家の子供が皆同じ顔で、同じ聲で、又同性質であつたらいかん、それは恰も公園の花が皆同じである様に、少しも趣味はない。花の内に赤もあり、白もあり、黄色もあるから美しいのである。

親や學校の先生は子供は一人々々異つた性質と力を持つて居る事を充分に認めず、子供を同一なる者と思つて取扱ふから、子供に對して非常な害を加へ、子供の権利を蹂躪するのである。

子供は、其の性質に於ては、植物の様に早く熟するものもあれば、又遅く熟するものもある。この解かりきつた理を悟らず、「隣の子供は十一才で相撲に強いから、

お前もあの子供の様に強くならなくてはいけない」と云ふて。其の子供の身體のちがいを願みず、無暗に子供に相撲の稽古をさせるのは、此の子供が此の無學なる親によつて害されたのである。學問の才のない子供に、無暗に學問をさせ、若し學問が出来ないと、馬鹿だとか怠者だとか云ふて、矢鱈に子供を吃りつける親がある。今日日本に於ける學校は、財政上止むを得ない所もあるが、此の子供を重んじない處から、教育上不都合な所が澤山ある。

今日學校にて教へて居る有様は、恰も机の上に茶碗を幾つもならべて置いて、遠い所から水入れに水を入れて、其の水を注ぎ込むのと同様である。或茶碗には澤山水が入り、或茶碗には少しも水は入らない。學校に来る子供は皆性質の違つた子供である。十人來れば十人とも、體も、心も、多少違つて居る。其の違つた子供に對して、一樣の教育法で教へるから、或子供はよく憶えるが、或子供は少

しも憶えない。今日の先生は子供の性質によつて教ふるのではなく、前に云ふた水入れからこぼし入れる主義で教へて居るので、一つの茶碗に水入れの口をあて、一つ宛の茶碗に水を入れて教へて居らないのである。出来る子供は益々進むが、少し出来ない子供はなほ／＼成績が悪くなる。實に不公平な教授の方法ではないか。

これが子供の個人性を無にして居る教授法である。親が子供を取扱ふにも、又先生が學校で教ふるのも、一人々々の子供の性質と、其の身體の有様を能く知つて居つて、血の少ない子供は火鉢の側に座らし、血の多すぎる子供は火鉢から離れた處に座らす様にさせなくてはいけない。又能く出来る子供と、餘り出来ない子供とは同じ組で教ふる事をしないで、別の組を設けて、教ふる事をしないでいい。

十把一紮げ主義の教育は決して大人物を作り出す事は出来ん。子供が己の個性を害せらるゝ程子供にとつてつらい事はない。親や先生は此の點に於て充分の注意を拂はなくてはいけなう。

子供の意思

子供は元來意思の強い者である。菓子でも欲しいとか、又自分の思ふ様に何かしたいと、無暗に大声で泣く。親も子供の泣き聲には勝つ事が出来ないものと見え、悪いとは知りながら、子供の云ふ通りにさするが、それは子供を我儘にさす初歩である。これは親たる者は大いに謹まねばならぬ。強情な我儘な子供は、繼母の手に育てられた子供に多いのを見ると、繼母と云ふ者は、自分の子でないと言ふ處から、何うしても思ふ様に、子供を支配する事が出来ないと思はれる。少しでも酷い事をすれば、世間からあの母は繼母であると評判されるから、其の評判を

恐れて、母は知りながら、子供を我儘にするのである。日本では、繼母は慘酷な者であると云ふ相場が定まつて居る様であるが、それは實に不都合な事である。

子供をして子供の思ふ通りにさする事は意思を發達さする上に於て非常に大切である。子供の意思を餘り無暗に破る事は、確かに子供の大切な権利を害するのである。或家庭にあつては、親が非常な權威を以て、子供を親の思ふ通りにさせる様とするのである。若し子供が親の命令に従はない時は、頭を打つたり、縛つたり、又藏に入れたりする。子供は親のする事は無理である、無法である、と思ひながら、親の腕力に勝つ事も出来ず、止むを得ず嫌ながら無理に己の意志を枉げるのである。其の結果、度々斯くの如き方法を以て己の意志を破られた子供は、成長した後は因循な男子になるのである。今日日本の社會に鐵の如き強き意志を有し、如何なる事が起つて來ても泰然として居る大人物が何人居るか。其の

數は遺憾ながら甚だ少ない。薄弱な意志の人間は、子供の時度々意志を破られた結果、意志が弱くなつたのである、子供を取扱ふと云ふ事は實に六ヶ敷い事である。子供の意思を餘り自由にさせれば、我儘な子供にする恐れがあり、又其の意思を束縛すれば、因循な子供にする恐れがある。

併し子供の意志を破らず、子供の自由に委せて、親は親たるの権利を實行する事が出来る。例へば此所に一人の子供があつて、其の子供は遊ぶ事が好きで、學校へ行くのを嫌がる場合に、親が其の子供を嚇しつけて、行け、若し行かぬなら藏に入れてしまふなどと云ふて、無理矢理に親の権利を以て、學校にやらうとすれば、確に此の親は子供の嫌であると云ふ意思を、破つて居るのである。併し他の方法で、子供の意志を破らずに、子供の自由の意志に委せて、親の思ふ通りに學校にやる方法がある。若しも子供が學校に行くのは嫌だと云ふならば、親は子

供に「お前が學校に行きたくなければ仕方がない、それはお前の自由にまかせる然しお父さんにはそんな子供を藏に入れる権利があるから、藏に入れる。お前は學校に行くがよいか、又藏に入れるのがよいか、お前の自由にするがよい。お前の自由の意思で、自由にどちらかお撰びなさい、お前の思ふ通りにお父さんはする。」と云へば、子供に自由に己の意志を働かす権利を與へたのである。子供が萬一にも藏に入れられた方がよいと云ふなら、其の子供の自由の意志に従ひ、藏に入れるがよい。言葉を換へて曰へば、親が意志を破つたのではなく、子供が自由の意思で藏に入つたのである。併し子供は學校に行くのがよいか、藏に入るのがよいか、其の二つを自由に選ばすれば、好んで藏に入る者は一人もあるまい。斯くの如き方法によつて、子供に自由を與へれば、子供の意思を害する事がないのである一寸した事で子供の意志を害せぬ方法がある。

今日の日本は殊に鐵の如き意思を有する人物を要して居る。子供の意志を無暗に打破する事は、唯其の子供のみの権利を蹂躪するのみならず、我國家の上に大害を來たすのである。子供の教育の大任を荷ふて居る學校の先生等は、子供の意志に對して、充分の注意を持つてほしい。

子供の嘘言

嘘を云ふ子供をこらしめ、又嘘を云はぬ様に矯正する事が、親の務めである事は云ふ迄もない。子供の時から嘘を云ふ癖を付け、子供に自由に嘘を云はして置けば、其の子供は大人になつて、嘘にて作り上げた人間となるのである。併し大人の嘘と子供の嘘とは違ふ所あるをよく心得て居つて、子供の嘘に對し大人のそれと同じ刑罰を與へる様な事をしてはいけぬ。嘘と云ふ事は眞實でないと云ふ事である。三つ四つ位の子供には、眞實と嘘との區別を明瞭にする事は出来ない。其

れ故に此の時代の子供の嘘に對して、嘘と云ふ定義を下す事は出来ない場合があると思ふ。併し七八才になれば嘘は眞實でないと云ふ事が能く解かつて來る。親たる者は、子供が如何なる理由で嘘を云ふ者であるか、其の嘘の性質を調べて見なくてはいけない。

第一に子供は、想像力が非常に強いから、色々の事を想像する。それが爲め子供の心に嘘が出て來る。其の嘘には大人の云ふ嘘の様に決して毒氣はない。能く氣を付けて見ると、無邪氣で、或時には、詩の様な嘘がある。

第二に子供は、人からお前は偉いと讃められると、非常に悦ぶ者である。そこで人からお前は偉い子供だと讃められたい爲めに、自分はした事もないに、「道で犬が子供に喰いつかうとした時に、助けてやつた。」とか、又「子供が水に落ちたのを救ふてやつた。」とか云ふて、人から讃めらるゝ爲めに、嘘を云ふのである。

大人の嘘の様に人をベテンにかける様なことは、まるでちがつて居る。

第三は子供は心に平常、親と云ふ者はこはい者であると云ふ考を持つて居るか
らまた悪戯をして、親から叱られる、事があると、親から受くる罰を脱れんが爲め、
自分のした事でもしないと、嘘をつくのである。此の嘘は決して他人を害する爲
めの嘘ではない、言葉を換へて言へば、防禦上より嘘をつくのである。

第四に子供は人の真似をして、凡ての事を學んで行くものである。カール
先生の言はれた様に、子供は親の歴史を繰返して居る。子供と云ふ者は親の舉動
や親の言葉に非常に注意して居る。親のする事は何でも真似をする。子供が嘘を
云ふのも、其の嘘の多分は親に真似てやつて居るのである。お母さんがお父さん
に嘘を云ふのを能く知つて居る。また客人が訪ねて来た時に、お父さんは家に居
るのに、子供に取次ぎをさせて、家に居りませんなどと云はする事がある。其の

他ある親等は毎日／＼自分が嘘八百を云ふて居る。子供は親に習うて嘘を云ふの
である。故に親が子供の嘘に對して罰を加へんとすれば、親自身が大いに鑑る處
がなくてはならぬ。

以上述べた四つの理由はほんの概である。若しもつと詳しく學理的に子供の嘘
を解剖して見れば、其の他未だ色々の理由がある。何しろ子供の嘘と大人の嘘と
は大いに違ふ點があると云ふ事は明白なる事實である。

親等は子供の嘘に對して、亂りに厳しい刑罰を加へ、子供の權利を害する事
については、非常に心懸なくてはならぬ。無學なる親が、自分は毎日々々嘘を云つ
て居るのにも係らず、子供の嘘に對して、打つたり、又蹴つたりするのは、實に
けしからの舉動である。親は子供に對して何うしてこんな權利を有して居るか。
實に理由の解らぬ事である。然し前にも述べた通り、假令子供の嘘には如何なる

理由があるにせよ、其の嘘を等閑に附して、子供の云ふがまゝに嘘を云はして置けば、其の結果取返へしのかぬ者になるのであるから、親は何所迄も親の權威を以て、子供に對して制裁を加へなくてはならぬ。併し其の制裁を加へる前によく／＼其の子供の云ふた嘘を調べる事が必要である。無暗と子供を叱つたり、打つたりする事は、子供の權利を害するのである。

子供の恐懼

子供は生まれつき恐がるものである。恐がるのは子供の性質である。

六才以下の子供は大概は自分の想像から恐がる。併し年を取るにつれて、實物を見て恐れるのである。子供は眞暗な所に携れて行くと恐がる。又何が異様な物でも、又何か音でも聞くと顔を青くして恐がる。此れには必ず理由がある。第一に子供と云ふ者は非常に弱い者である。自分獨りで何をする事も出来ない。何を

するにも親や又他の助けを要する。故に弱い者が恐がるのは當然な事である。大人でも弱虫は物に怖れる。第二に子供と云ふ者は未だ理性が充分に發達せず、何事も萬事無學であるから、物の原理をよく知る事は出来ない。大人の内にでも、無智無學の者は無暗に物に怖れる様に、子供の恐れるのは全く其理由である。第三に子供は前に述べし通り、非常に想像力に富んで居る。竹をも馬と思ひ、又腰掛も馬車と思ふ。二本の棒を見ても、直ぐと人の足を想像する。故に想像の強い爲め怖れなくてもよい事に恐がる。第四は子供は非常に神経が鋭い。言葉を換へて云へば、感情的である。或學者は『子供の時代は情が七分を占めて居る』と云ふて居る。感情の強い大人は非常に恐れ易い様に、子供も直ぐ物に恐れるのも其理由である。

子供は感情的にして、物事に恐れやすい者なれば、親や學校の先生は此點に於

て、非常に注意しなくてはならぬ。夜子供に怪談をして聞かす事は、子供の感情を激昂せしめて子供に恐心を増さしむるのである。實に危険の事ではないか。

今日日本の小學校で小さな子供等を集めて先生は怪談をして聞かす事がある。其話を聞いた子供は家に歸つて来て、神経が非常に鋭くなつて、夜寝る事も出来ず、又寝て居ても恐い夢を見る。子供を餘り恐がらすると云ふ事は確かに子供の權利を蹂躪したのである。日本に於ける子供文學は非常に亂脈である。子供の性質をよく知つて子供の話を書く文學者が何人ありますか、子供は感情的であるから誰れでも悲しい話を聞きたがる。従つて悲しい話を書けばよく賣れる。併し其の話が如何ばかり子供の神経を刺戟し、子供をいら／＼さす様にして、子供に害を及ぼすかと云ふ事を悟らない。

米國で、一人の女中が臺所の大きなストーブで肉を焼いて居ると、可愛い四ツ

五ツの子供が其所へは入つて来た。女中は其の子供を相手に遊んで居つたが、ストーブの肉を見ながら其の可愛い子供に、『私の國では子供を此の通り暖かい所に入れて焼きますよ、』と惡戯を云ふた。すると其の子供は其の事を聞くと『さやっ』と泣き出し、其の夜から毎夜、『私を焼いてはいやだ／＼』と云ふて泣き通し、遂に四五日の内に死んでしまつた。女中は決して惡氣があつて云つたのではないが、此の女中は、子供と云ふ者は感情が強い者であると云ふ事を知らなかつた結果、此の様な大事を引起したのである。

基督信者の親や又日曜學校の先生が、日曜學校に於て、未だ物事がよく解らない子供に、イエスの十字架につけられて居て居る畫を見せたり、又十字架につけられて血を流し給ふた話をするのは大變に悪い。子供に宗教を教へ様として却つて其子供を害するのである。四才や五才の子供に、イエスの十字架の畫を見

せる必要も無ければ、又十字架の話をする必要もない。子供を恐がらす事は恰も子供を殺す様なものである。子供の時に神経を餘り刺戟していら／＼すると、大人になつて取かへしの出来ない結果を見る。子供は飽迄も子供として取扱はるゝ権利を有して居るから親と雖も其の権利を奪ふ事は出来ない。

暗示の暗示

子供は恰も蠟の如きものである。鑄型に入れると直さにどんな形にでもなる。又子供は恰も寫真を取る様な物である。何でも直さに寫す事が出来る。子供は何うして言葉を使ふ様になるかと云ふ事を調べて見ると、子供は親の唇の動くのを真似て、言葉を使ふ様になるのである。

赤坊であるから何も解りはしないと思ふて、赤坊の前で親が悪い顔を見せたり、又夫婦喧嘩をすれば、其の舉動は皆子供に寫つてしまふ。子供が見たり聞いたり

した事が、必ず一生涯に一度は、實物になつて現はれて來ると云ふ事は、疑ふ事の出来ない事實である。實に恐ろしい事ではないか。悪くなつた子供に對して、親は屢、何故に私の子供はこう嘘を云ふ者になつたか、何うして私の子供は女の爲めに身をあやまる悪青年になつたか、其の理由が解らないと云ふて、悲惨な聲を發する親があるが、決して瓢箪から駒は出ません、子供が悪青年になつた理由がある。昔スパルタと云ふ國では、子供が罪を犯した時は其の罪は子供に歸せず、其の罪を親に歸する法律があつた。

今日子供の悪くなる十中の八九迄は親の責任にある。今日の社會は子供を善くする場所ではない。子供に悪い暗示を内外で與へて居る。子供催眠術に掛り易い者はない。親がねんねん／＼と云ふと、横になりながら子供をたたけば寝る暗示を受けて、直ぐすや／＼と寝てしまふ。子供が傷をしても、其の子供に痛から

うと云へば、痛いと云ふ暗示を與へるから、痛くないのにワア／＼泣く。然し痛くあつても、「其れ醫つた、最う痛くない」と云ふ暗示を與ふれば、直ぐ痛くなくなる。子供によい暗示を與ふれば、善くなり、又悪い暗示を與へれば、悪くなる。と云ふのは宇宙の法則である。いくら學校の先生が、酒と云ふ物は悪い物であると教へても、家に歸へつて親が酒に酔ふて居る有様を見、又學校の遠足會に行つて、校長が女教師に酌をさして、酒を飲んで居る處を見れば、教ふる事は駄目である。暗示によつて酒飲にしてしまふ。

今日の日本は、大學校や中學校や小學校を國中に建てて、非常に教育に重きを置いて居る。學校では修身學も教へ、又勸語も讀み聞せて忠君愛國の精神を養うて居るが、學校で教へらるゝ事と社會で見る事とは大いに違ふ。學校で立派な先生も、家に歸れば地金を現はし、不道德な事をする。馬車自動車に乗つて居る大

臣や紳士を見るに、身が治まらない人が多い。學校は教育的であるに、社會は非教育的である。毎日々々此社會に於て見る物聞く物が悪いことばかり。言葉を換へて云へば、今日の子供は毎日悪い事を爲る様に催眠術を掛られて居る。之れで何うしてよい青年となる事が出来るか。

或善い家庭で、三ツ位の可愛い娘が、後鉢巻をしてかつぼれを踊り始めた。親等は云ふに及ばず、家中の人は驚いた。そこで親は女中を集め、誰れか此の娘を携れて、かつぼれを見に行つた者があるかと、厳しく問ふたが、誰一人此の娘を携れてかつぼれを見に行つた者は無かつた。併し此の娘は生れながらにしてかつぼれを憶えて來たのではない。吟味をして見ると、此の娘の赤坊の時子守が毎日かつぼれを見に行つた事を發見した。赤坊にかつぼれを寫したのである。一ツ二ツの時はかつぼれを踊る事は出來んが、三才位になつて自由に身體を動かす事が

出来る様になれば、かつぼれを踊ることが出来る。實に恐しい事ではないか。

或國には催眠術を掛ける者に對して、一ツの法律がある。それは悪い事をさせる様に催眠術を掛けてはならぬと云ふ事である。然るに日本の悪い社會は日本の子供に悪い事をする様に、毎日催眠術をやつて居る。此の社會はたしかに子供に對して、子供の權利を蹂躪して居る。子供の悪くなるのが社會の罪であると云ふは、過言とは云へない。暗示され易く造られた子供に、悪い暗示を掛ける事は大罪である。正義を重する者は子供の權利を保護する大責任がある。

子供の喧嘩

子供の四五人も持つて居る親は、毎日其の子供等が寄ると觸ると直ぐ喧嘩を始めるを見て、何故に私の子供等はいかう毎日毎日喧嘩をするのかと、歎息致しますが、子供の喧嘩をするのは子供の持前である。私の娘の顔に生傷の絶た事はない。

今迄仲好く遊んで居たかと思ふと、キヤアと泣く聲がする。驚ろいて驅けて行つて見ると、喧嘩をして顔のかき合ひをして居る。それは日に一度や二度ではない。或學者は、人間は猿の子孫であるから、猿の様に人の顔をかくのは當然であると云ふているが、果して其の理由で、子供の顔をかくののであるか、否かは、誰も確かに云ふ事は出来んが、何しろ喧嘩をするに子供は人の顔をかくのは事實である又八九才の子供は人をいぢめたくて、仕方がない。誰でも自分より弱いと思ふと直ぐといぢめる。此の時代の子供は女中泣かせである。親等も手の付け様のない事がある。

町を歩いて見ても、子供が十人も二十人も集まつて居ると、直ぐ喧嘩を始める。又石の投げ合ひをする。何故に子供と云ふ者は喧嘩をする者であるかと云ふに、第一に子供は非常に活氣に満ち満ちて居るのである。其の證據には體の弱い、精

神の柔弱な子供は人の顔をかく勇氣もなければ、又喧嘩をする元氣もない、喧嘩をする様な子供でなければ、將來偉くなる見込みはない。子供が相撲を取る事が好きである、喧嘩と同様に皆子供の元氣を示すのである。相撲を収らない子供は不具者に違いない。第二に子供が、能くうまく喧嘩をするには、非常な注意を要する。人の頭を打つたり、人の顔を勢よくかきむしる事は、馬鹿な者に出来ない。喧嘩をする時は子供の全心が其の事に注がれて居る。遊び半分に喧嘩をして居る子供は一人もない。子供の喧嘩をして居るのを見て居ると日本兵が旅順の城を陥入れた如く、全心全力を以て勝たうとして居る。

第三に子供の喧嘩は、子供をして何事を爲すにも手ばしつこく、又上手に物事をやる様に訓練する善い教育法である。物事を早くする人がある。又物事を上手にやる人がある。

併し物事を手早く又上手にやると云ふ事は、中々の注意がなくては出来ん。子供が喧嘩をする時は、出来るだけ手早く、又出来るだけ上手にやるのである。子供の喧嘩をする時に手早く下駄をぬいでうまく其の下駄を打つ事が出来なかつたら、喧嘩に負けてしまふ。喧嘩をする時は此の一ツの事、即ち手早くやると云ふ事と、うまくやると云ふ事を學ぶのである。子供の時毎日々々喧嘩をするのは此の術を學ぶ爲めである。第四に喧嘩をするのは自制の徳を養ふ爲めである。敵の打ち来る時は、無暗に怒つて居つては、直きにやられてしまふ。自分の激して居る心をうまく制さなくては、巧みに防禦する事は出来ん。子供が自分の心を制する事を學ぶは、度々喧嘩をするにかぎる。

以上述べた四ツの理由の外に、未だ他に理由があるかも知れんが、親達が、子供の喧嘩をするのは唯に罪惡であると考へ、子供の喧嘩に激い刑罰を加ふるのは

子供の権利を害して居る。勿論親は子供の保護者であるから、假令子供の喧嘩には許すべき理由があつても、子供が無暗と己の権利を亂用する時は、親は神より與へられたる親の権利を以て、子供の権利の亂用を制さなくてはならぬ。世に亂暴な人間の多くあるのは、親が子供の喧嘩をするが儘に、少しも制する事もなく勝手氣儘に子供の爲す通りにした結果である。

親の子供に對する責任は非常なものである。いつも一方に偏すると大害を來す恐れがある。子供の喧嘩を罪惡と考へるのは大なる間違であるが如く、又子供に無暗に喧嘩をさす事も、大なる間違である。子供が人の顔をかいたり、人をいぢめたり、又喧嘩をするには時期がある。其の時期が過ぎれば其の事が止むからあまり心配する必要はない。

子供の習慣

習慣は第二の性であると云ふが、實に習慣と云ふ者は非常な力のあるものである。今日迄習慣と云ふ言葉は悪い事のみ用ひて居つたが、其れは間違ひである。例ばある人は朝寢坊の習慣があるとか、あの人は酒飲みの習慣があるとか、又あの人は偽を云ふ習慣があるとか云ふて居る。併し習慣と云ふ事は悪い事のみ用ゆるのではない。朝早く起きる習慣もあり、又善い事をする習慣もある。習慣と云ふ事は善い事にも、又悪い事にもある。

ゼームスと云ふ心理學者は一人が大酒飲になるにも、又聖人になるのも心理の法則から云へば同一の法則に依つて居る。人が大酒飲になるのも、初めから大酒飲になつたのではない。又聖人は生れながらにして聖人であつたのではない。大酒飲になつたのは一杯の酒を飲み始めたのが始まりで、其の一杯が二杯となり三杯となり、終に毎日々々飲む内に大酒家になつたのである。聖人も初めの内は一

つの善い事をしたが其れが二つ善い事をする様になり。それから毎日々と善い事をして、遂に聖人になつたのである。」と云ふて居る。

元來習慣と云ふものは神経組織に屬するのである。恰も袴に折目がついて居れば直ぐたゞめる通り、神経にも毎日一つ事をして居れば、折目がついて難なくする事が出来る。又他の譬で云へば、水を一つの道に毎日々々流せば一つの深い水道になる様になる。

カーライル先生が「習慣は人間の最も深遠なる法則である。」と云はれたのも此の理由である。子供の神経と云ふ者は、恰も藕（おろち）の如く、どうでもする事が出来る。未だ決して硬くなつたのではない。子供の時に善い習慣をつけてしまへば其れが第二の性になる。

ジョン・ミチュウワルト・ミルと云ふ先生は「人格と云ふ物は習慣をつけた意思

である。」と云ふたが、習慣と人格とは大關係がある。一度ついた習慣は容易にそれを破る事は出来ん。

親が子供の内に悪い習慣をつけて置きながら、青年になつて其の習慣を破らうとしても中々其の習慣を直す事は出来ん。

廿年も卅年も酒の奴隷となり、其の習慣をつけた者は其の人に酒を止めさせる事は殆んど不可能である。習慣性に依つてなつた事でなくては、善事でも悪事でも永續する事は出来ん。或動機で大酒飲が一時酒を止す事があるが、其の止した事は的にはならん。直ぐ元に歸るのが十中八九である。

或青年が十年も酒の爲めに苦しめられて居つたが、基督信者になつて、其の酒を止めた。其の喜びの音信を母に知らさんとして故郷に歸つたが、自分の故郷に歸るや何時も飲みに行つた酒屋の角を通り、又何人も自分の酒飲友達に會ひ、未だ

家に歸つて母に酒を止した喜びの音信を知らせない前に、終に前の通りの酒屋に入り込み、酒飲み朋友と一杯飲んだのが始めて、遂に前の大酒家となつた。若し此の青年が子供の時から、一滴も酒を飲まぬ善い習慣をつけて置けば、此の様な事にはならない。

つい此の間の事である。一人の軍人が私の教會にきた。能く其の軍人の顔を見ると子供の時に私の管理して居る日曜學校に来て居つた子供である。何うして今日は珍らしく君は教會にきたかと聞くとその軍人は答へて「實は私は今日教會へ參る積りは少しもなかつたが、今日久しぶりで此の教會の前を通つた所が、元何年も此の教會へ來る習慣がついて居つたものですから、此の足が知らず知らず此の教會に私の身を運び込んだ」と答へて子供の時に習慣をつけると云ふ事は實に驚くべき事である。

ザビエと云ふ天主教の大宣教師は「子供を六才迄私の手で教育すれば、後は誰が携れて行つてもよい」と云ふたのも、子供が六才になる迄よい習慣をつけて置けば世の悪い者と交つても中々悪くなるものでないと云ふ事を信じて居つたからである。

親や學校の教師や教會の牧師は學理的に習慣の力を充分に學ぶ必要がある。今日の教育者や教會の牧師は子供によい習慣をつけず、既に悪い習慣のついた者を善い者にせんと思ふて、全心全力を盡して居る。實に馬鹿げた事ではないか。

子供は子供の時から善い習慣をつけてもらふ権利をもつて居る。親は子供を悪人にする権利をもつて居るか。子供は善人になる権利をもつて居るなら、親の教育に依つて子供を悪人にするに云ふ事は、實に見逃しにする事の出來ない正義の問題である。

子供の手癖

或日本の新聞に、六七才の可愛い女の子が焼芋を盗んで食べた事を父親が見付けて非常に怒り、物を取る様な娘は先が案ぜらるゝ此んな娘はどんな物になるかも知れぬと云ふて、可愛い娘を寺に預け、其の盗賊をする様な娘を生んだ母は一日も家に置く事は出来ぬと云ふて、離縁をした事が書いてある。寺に預けられた娘は十一の時に焼芋を盗んだ罪亡しのために、尼になつた事が出て居る。何と實に馬鹿げた事ではないか。芋一本の爲めに娘を尼にしたり、又母を離縁するとは御話にならない。子供の手癖に對しては、親たる者はよく考へなくてはならぬ。

フエリヤニーと云ふ學者は「八才から十四才迄の子供は、殆んど皆盗賊である」と云ふて居る。子供の盗賊をするのと大人の盗賊するのは大いに趣が違つて居る。未だ幼い子供が花園の花を取る事は盗賊には違ひないが、四五才の子供はまだ

所有權と云ふ事は知らない。これは他人の物であるとか、これは私の物であるとか云ふ區別は解らない。

花を取ると云ふ事は、子供は珍らしい物が好きであるから、好氣心の爲めに行るのである。大人が花を盗つて金にし自分の爲めに使ふ様な事は少しもない。此の如き子供の舉動を大人の如くに盗賊視して、酷い目に合はす事は、實に子供の權利を害する事である。

又七八才の子供は巧みに物を取る事を非常に自慢したがるのである。

米國の大説教者ビイチャと云ふ人は、七八才の子供の時に、ボストン町の海軍鎮守府の庭にある大なる大砲の彈丸を盗んだ事がある。何して役人の目に掛らぬ様にして盗んだかと云ふに、其の大なる彈丸を半巾に包み頭の上に載せて自分の帽子を被り、顔から大汗をかきながら人目に掛らずに、美事に其の彈丸を盗み出

した。ピイチャが此の彈丸を盗んだのは此の彈丸が欲しいと云ふ理ではない。單に何うしたら人目に掛らぬ様にして取れるか試たのである。海軍省に入り込み金を盗みとる大人の盜賊とは大變に違つて居る。此のピイチャの舉動を大人の盜賊と同一に視る事は大なる間違である。

又子供が盗むのは、世間一般が誰彼の差別なくやつてをるから、盜賊すると云ふ事は餘り悪い事と考へない。日本程盜賊國はないと外人から批評さるゝのも無理もない。外國には大盜賊は多いが、コソ／＼盜賊は日本より多い國はない。

子供が何故に盜賊をするかと云ふと、三つの理由がある。
第一に好奇心の強い事。第二に讀められたいと云ふ事。第三は人の盜賊をするのを眞似する事。

併し此の三つの理由の外に、子供であるのに子供らしくない大人と同一な性質を

帯びた盜賊をする子供があるが、それは遺傳性の盜賊である。子供と云ふ者は前に述べた三つの理由に依つて盜賊をするのであるが、親が充分の注意をして子供の盜賊をする事を制して行けば、それが爲めに大盜賊になる様な事は決してない。併し世に盜賊の種の絶えないのは確かに二つの理由がある。

第一は親から手癖の悪い性質を受けて來たのである。此の悪い遺傳を持つて來た子供でも善い境遇と強い意志を與へれば、其の遺傳に勝つ事が出来る。併し遺傳性の盜賊は容易に矯正する事は六ヶ敷い。遺傳性の出て來る時期は青年期に近寄る十三四才の時である。

第二は子供は前に述べた三つの理由で、悪氣なし無邪氣で人の物を盗むが、其の無邪氣な舉動も、親が其の子供等の爲るが儘に放任して置けば、終には取返しのつかぬ大盜賊となる。遺傳性に依つて盜賊をする者が多いが、又親が放任主義

によつた結果此の様に盜賊が多いのかと云ふと、遺傳性の盜賊よりも親が自分等の務を盡さず、子供の盜賊に對して充分の注意をせず、子供の盜賊に對して餘り激い事をせなくてもよいのに過激な事したり、又充分に注意を加へなくてはならぬのに、注意をしなかつた爲めに、可愛い大切な子供を大盜賊にする事が多い。最一つ大いに注意せなくてはならぬ事は、子供の盜賊をする時は病的である事があるか、子供に意見を加へるよりは、其の子供を醫者の處へ連れて行き、鼻や耳に異常がないか能く見てもらふ事が大切である。

子供の泣聲

子供が生れると第一に泣く。併し泣いても目から一つも涙が出ない。

デアウイン先生は自分の子供は二週間目に初めて涙を落したと云はれるが三四週間目に涙を流す子供は澤山ある。子供の泣き聲に就いて學者は種々の理窟を

つけて居る。

シミングと云ふ哲學者は、『子供の世に出て來て直ぐ泣くのは天の音樂である限りなき生命の歌を歌ふのである。』と云ふて居る。

大哲學者カント先生は其れと正反對に、『子供の泣くのは怒りの叫び聲である。』と云ふて居る。

或哲學者は『子供の生れると直ぐ泣くのは、罪多き世の中に生れて來たから悲しみの聲を發するのである。』と云ふて居る。

以上の理論は子供を子供と見ず子供を大人と見て、哲學者が種々と理窟をつけたのである。生れると直ぐ子供が聲を發するのは、冷めたい空氣が肺に入り來る爲めに、呼吸をするのに苦しいから泣くのである。生れて直ぐ泣く聲は何の意味もないが、週を重ね月を経るに従つて泣聲に意味を現はす様になる。母親は別け

て子供の泣き聲に注意しなくてはいけない。何か痛みを感じて泣く時の聲はオギヤア／＼と其の泣聲が稍々永いが、何か恐れて泣く時は大變にみじかくある。子供が六ヶ月も経てば、心持が善いから泣くのか、又痛みを感じて泣くのか、能く解る。母親は子供が泣けば何でも苦しいと思ひ、其の子供の泣聲ばかりに氣を止める事は出来ない。子供の身になつて見れば、大人が運動する様に泣いて運動がしたのである。子供が泣きさへすれば直ぐ其の泣き聲を止めさせ様とするのは恰も子供の運動するのを妨害すると同様である。

子供が三四才位になると泣聲を以て親を苦しめる。何か自分の氣に入らない事があるか、又自分の望む様に親がして呉れない時は、大聲でキイ／＼と云ふて泣くではなくて叫ぶのである。

親は子供が餘りに泣くと虫が出るとか何とか云ふて、子供を泣かさない様にす

るから、子供は一度其の味を占めると、いつも同じ手段を用ひて、何か自分の思ふ様にしようと云ふ時は、泣いて親を嚇かす。親も餘り泣かるゝと外聞が悪いと思ひ、之はいけないとは知りながら、子供の泣き聲に負けてしまふ、併し能く子供の泣くのを氣をつけて見ると、人が側に居ると泣くが、人が皆かまはずに外に行つて居ると、一人では泣く事を止める。

子供が泣くと云ふ事は何でも無い様であるが、子供の人格を養成するのに大關係がある。親は子供が餘り泣く時は、泣いてはならぬ理を能く親切に云ふて聞かす事が必要である。泣くなら勝手に泣けと云ふて、放任主義に餘り泣かせると、其の子供は神経を非常に害し、其れが爲め腦病を起す。又餘り泣く子供は身體に何か異常があるかも知れんから、醫者に充分に身體を吟味してもらふ事は大切である。醫者に見てもらつて其の身體に異常がない時は其の他に理由があるかも知

れん。其の他の理由と云ふのは、其の子供は非常に感情的にして無暗に怒る子供かも知れん。

或所で親は子供がぢれてあまり泣く時は、いつも其のぢれて泣く顔を鏡に見せる様にしたが、其れが爲めに其の子供は泣く事を止した。子供の泣く聲に對して親の心得べき事は、第一に子供の泣聲に依つて子供の要求を悟る事である。第二に子供が餘りに泣く時は、身體に何か異常があるかどうかを注意する事である。第三に子供を餘りに放任主義に泣かして置くと、子供の神經を害すると云ふ事である。第四に子供の泣聲に負けて、子供の云ふ通りにしてやる事は、子供の人格に大害を與へる。第五に子供の泣く時はよく靜かに、余り泣いてはならぬ理由を能く云ふて聞かす事である。子供は生れながらに泣く様に出來て居る。泣かぬ子供は人間でない。泣く子供は健全な子供であると云ふ事を證據するのである。泣

かぬ子供を持つよりは、泣く子供を持つ親は幸である。

子供は神の子供

子供は云ふ迄もなく獸の子供でなく、又單に人間の子供でもない。神の子供である。子供は貴い神の子供たる大いなる權利を有して居る。

イエスは子供を抱き『天國に入るべき資格を有して居る者は子供である。大人と雖も子供の如くならなくては天國に入る事は出來ない。』と云ひ給ふた。聖書中一言たりともイエスが子供に對して大人になれと命じ給ふた事はない。併し大人には常に子供になれと命じ給ふた。子供は生れながらにして宗教の本性を持つて來た。近頃の心理學者は皆、子供と國民には無宗教なる者はない、無神論を唱へる者は個人性であつて、病的の結果であると云ふて居る。

大心理學者のゼームスは此の點に就いては遺憾なく論じて居る。

例へば此所に一匹の牛を携れて流れ川に到り、水を飲ませんとしても、若し此の牛に水を飲むの本能性が無いならばいくら其の牛の頭を水に押へつけ、水を飲まさんとしても決して其の水を飲まない。水を飲まぬ性質を持つて居る物に水を飲まさんとするのは實に不道理な事である。其の通り若し子供が生れながらに宗教の本能性が無いならば、如何に祈りをせよ、聖書を讀んで聞かせ様が、又如何に説教をして聞かせ様が、決して宗教を信する事ではない。人が宗教家であるのは子供から宗教性を持つて居るからであると、云ふて居る。

又サベチャと云ふ佛國の學者は、『宗教哲學』と云ふ書物の初めに、誰か私に貴方は何故に宗教を信するかと問ふ者があれば、私は其の人に向ひ、『私が宗教を信するのは人間であるからである』と答ふると云ふて居る。

獸にも魚にも宗教家のないのは、彼等が宗教を信する本能性を持つて來て居ら

ないからである。併し人間は生れながら宗教の本能性を持つて來て居るから、適當な教育をすれば、宗教家になる事が出来る。

フレイベルと云ふ先生は幼稚園を創立した人である。子供の教育に對しては非常な熱心な人であつた、今日の子供はフレイベル先生に對して感謝をせなくてはならぬ。フレイベル先生が幼稚園を創立せられた理由を訪ねると、確かに三つの理由がある。第一に子供は肉體を持つて居る自然界の子供であると云ふ事を認め子供を遊ばせながら子供の肉體を強くする事につとめた。故に活動と云ふ事に非常に注意せられた。第二は子供は人類の子供であると云ふ事を認め、子供が親に對する事、又他人に對する事を、遊ぶ内に教育して、社交的性質を充分に發揮する事を努めた。第三は子供は神の子供であるから、子供の時から其の本能性を充分に發達させなくてはならぬと云ふ處から、有名な『指』の遊びの内に充分に其

の方面に教育する事を努められた。幼稚園を單に子供を遊ばせる所であると考へるのは大なる間違である。

日本に於てフレイベル先生の苦心して幼稚園を創立せられた精神を無にして、幼稚園を單に子供の遊び場所の如くにした事は實にフレイベル先生に對して濟まぬ事である。フレイベル先生は大教育家であつた事は誰も疑ふ者はない。其の大教育家が單に子供を遊ばする爲めに大苦心して、幼稚園を設立せられたと思ふのは、フレイベル先生の精神を知らないのである。子供は神の子供である以上は、何處迄も神の子供の取扱ひを受くる權利を有して居る。

今日の教育家は子供を神の子供と認め充分の尊敬を拂ひ、子供の教育に従事して居るが、我文部省は小學校、中學校又は大學校に於て、子供の生れつき持つて來た宗教性を教育する方針をとつて居るか、いかん。

スボルニーングと云ふ學者が經驗せられた様に、一度本能性に害を加へると、取かへしのつかない結果を見る。

雛は生れながらに親の後を追ふて歩く本能性がある。併し生れたての雛の頭に三日間袋を被らせて置いて、三日の後ちに其の袋を取ると、雛は親に従ふ本能性を無くして荒れまはつて、頭を彼所此所に打ちあて遂に死んだ。本能性を害すると云ふ事は大なる罪である。

今日、我國の教育家は子供の頭に袋を被らせて、子供の生れつき持つて來た宗教性を打ち破はす教育の方針をとつて居るではないか。子供の時に其の頭に袋を被らし、終に青年になつて荒れまはるのを見て、之れは大變と狼狽するのは實に馬鹿げた事である。教育家は何の權利を以つて子供の此の大切なる權利を蹂躪するか。子供は飽迄も神の子供である權利を有して居る以上は、子供は宗教的に教

育しなくてはならぬ。唯々教育家ばかりではない。我等が家庭に於て子供を教育する時、忘れてはならぬ事は子供は神の子供であると云ふ一事である。イエスが子供を中心に置き給ふた様に、子供を家庭の中心に置かなくてはならぬ。

子供時代の宗教教育は書物や口で教ふるのではない。自分の行に依つて子供に暗示を與へ、子供の心にある宗教の本能性に刺戟を與へて、宗教心を發達さして行くのである。子供は神の子供である。又生れながらに宗教家であると云ふても子供の體も又理性も未だ充分に發達しては居ぬから、親は子供の身體と心の發達に従ひ、宗教心を養なつて行かなくてはならぬ。幼い子供は親の愛に依つて神の愛を知るのである。子供は親が神に對して尊敬の態度を示す其の舉動を見て神を尊敬する様になるのである。若し親が神を禮拜せず、悪い行をして居れば、子供に宗教心を養ふ事は不可能である。

親自ら神を信する心がなくては子供に對して宗教的教育をする事は出来ぬ。残念な事には此の子供の權利に對して基督教會は未だ充分の設備をして居らない。今日の基督教會はイエスの教訓を無にし、子供の權利を蹂躪して居る。今日の傳道は大人を救はんとして吸々として居る。大人のみに氣を取られ、子供を眼中に置かない。今日の基督教會が子供は神の子たる大權利を有して居る事を認め、子供に對して心理的教育的に充分なる設備をし、子供の宗教教育に大々の力を盡さなくては、決して神の王國は此の世に建設する事は出来ぬ。

エレン・ケイ女は「廿世紀は兒童の世界」とさげんで居る。子供の權利を無にして神の世界が此の世に來る理由がない。

子供と遺傳

ガルトンと云ふ學者は「子供は兩親より四分の一、又祖母祖父より十六分の一

を遺傳して來る』と云ふて居るが、果してガルトン氏の云へる比例で子供は親子より遺傳を受くるものであるか否かは疑問であるが、何しろ子供が両親に似て生れて來ると云ふ事は誰一人疑ふ者はない。遺傳と云ふ事が宇宙の法則であるなら、子供は善い種を選び善い子供となつて生れて來る權利を有して居る。

假令ばよい猫の子を得んと思ふならば、善い種を選ばなくてはよい猫の出來ない事は誰も知つて居る。人間が結婚する時に、結婚せんとする男女の身體をよく吟味すべき筈であるのに、其様な事をする人は極少ない。勿論人間は獸とは違ひ愛情があつて結婚するのであるから、猫や馬の種を選ぶ様な理には行かないが、社會を今日よりもなほ一層善くせんと思へば、生れて來る子供が現在の親よりもよい者でなくては、何年経ても今日の社會がよくなる筈はない。身體に於ても又心に於ても悪い病氣のある者が互に結婚して、ドシ／＼此の社會に其の子孫を殖

すなら、此の社會は猶々悪くなつて行くのは云ふまでもない。

今日社會を改良して善き社會にするには、何うしても子供の權利を重じて善い種を選ばなくてはならぬ。子供の權利を重んずる爲めに政府は結婚する者に對して嚴重なる法律を作らなくてはならぬ。政府は大人の權利の爲めに色々の法律を作つて居るにも係らず、子供の權利の爲に法律のないのは實に悲しむべき事である。千八百七十七年にドクタルと云ふ人がニウヨラク州の監獄に對する第十三報告を讀むと、千七百二拾年に生れたるオランダにてマクス・シュウイと云ふ者は非常な悪徒であつたが、此の者は自分に負けぬ悪者と結婚した。其の結果此の子孫は千八百七十七年には五代目であつて、直接の子孫は五百四十人、間接の子孫は七百人あつた。其の千二百人の内三百人は養育院の保護の下にあり。七人は人殺、六十人は盜賊を、百三十人は種々なる犯罪を犯し、三百人は子供の時に死し

四百人は不具なる者であつた。千二百人の内僅か廿人だけが職業に就いたが、其の廿人の内十人は獄屋で職業を學んだのである。ニウヨーク州が此のシュウイの子孫の爲に費やした金は二百五十萬圓であつた。一人の種より斯の如き多くの惡徒が世に出て來るのである。何と恐るべき事ではないか。

其れに反してウイシフトと云ふ人が千八百九十八年に、ヨナタン、エトワルドと云ふ、千七百三年に生れた人でシュウイと殆んど同時代であつた其の人を研究した。シュウイが千二百人の父となつた様にヨナタン、エトワルドは千四百人の父となつた。此の子孫中より米國に於ける有名な大學の校長に十三人、教授に五人以上を出し、又後世に其の名を残すべき百三十五の大著述は此の子孫に依つて書かれ、十八の有名なる新聞雜誌は其の子孫に依つて經營せられ、米國の政治家は多くは此の子孫より出た。一人の善き種と一人の惡き種は斯くの如き驚くべき

結果を世に來するのである。若し我國に於ける犯罪人の血統をよく調べて見たら、實に驚くべき事實が現はれて來るかも知れん。學理的に遺傳する法則が學者の手に依つて研究せられるならばせらるゝだけ、惡き遺傳の恐るべき事が發見せらるゝ様になつた。親が大酒飲であつて健全な子供の出來る筈はない。又不品行にして身には梅毒を有する親が強い子供を生む事の出來る筈はない。親は何の權利を以て惡い子供を造り出すのであるか。人は子供の權利を重する以上は結婚せんとする者は身體の弱い又遺傳性の病氣を持つて居る者、又精神の薄弱にして不品行なる男女を夫や妻に選んではならぬ。

子供は飽迄も世によく生れて來る權利を持つて居る。エレン・ケイ女史は『廿世紀は兒童の世界』と云ふ書物を著し、盛んに子供はよく此の世に生れて來る權利を有して居る事を主張してをる。

母の胎内に於ける子供

子供は善く生れて来る権利を有して居るものであると云ふ事が明白になれば、母が胎内に子供を胎す時は、其の胎内に宿したる子供に對して充分の尊敬を拂はなくてはならぬ。胎内の子供に對して母が及ぼす感化は非常な物である。若し母が充分の養生もせず、又養いになる食物を食さないなれば、其の及ぼす感化は母の身體の上ばかりではない、精神上の事でも同じ事である。

母が不品行な人と交つたり、又不潔な小説に耽つて居れば、生れる子供は善い子供の出来る筈はない。昔から支那でも胎教と云ふて、非常に母が胎内に宿したる子供の爲めに自分から自分の身を謹しんだ話は澤山にある。又昔から西洋にも支那と同じく胎教と云ふ物があつた。併し今日學問の進歩するに従つて昔とは違ひ學理的に胎内に宿つて居る子供の上に母が及ぼす感化の偉大なる事が解つて來

た。學者が種々なる研究をした材料を調べて見ると非常に驚くべき事が澤山にある。妊娠中に母を驚かすと云ふ事は非常な危険な事である。母が驚歎した結果、胎内の子供が其の驚いた感化を受けて、異様な體に生れて來た例を聞くと、實に驚かざるを得ない。子供を宿して居る母に對しては政府に於ても、法律を作り、特別な取扱ひをする様人民に命じなくてはならぬ。

一例を述べれば、或人が何心なくテニスのラケットを持つて子供を宿して居る女の脊後を打つたら、其の女は不意に打たれて非常に驚いた其の結果、生れて來た子供の脊後に一面のラケットの形のあつた事を發見した。

或母は猿の子を生んだといふ話があるが、若しも其れが事實であるとするれば、其の母が猿に驚かされた事があつたかも知れん。何しろ母が非常に驚く事があれば、其の驚きが胎内の子供に非常な感化を及ぼすと云ふ事は事實である。

或幼稚園に或母が一人の可愛らしい娘をつれて来て、其の幼稚園に入れたが、何う云ふ理か此の娘は他の子供とは違い何時も泣いてばかり居り、少しも笑ふ事をしない。保母は色々と親切に其の子供を他の子供の様に、笑はしたり踊らしたりして、活潑な子供にせんと思ふて手をかへ品を換へて、其の子供の爲めに全力を盡したが、其の効なく何時も泣いてばかり居つて仕方がなく、そこで保母は不得止其の子供を携へて預けられた母の下に致り、其の子供がどうしても他の子供の様に笑はない事、又如何に手を盡しても其の効のない事を何隠さず語つた。其の母は保母に向ひ、「はい能く解りました。此の子供が他の子供の様でなく、毎日々々泣いて居るのは此の子供が悪いのではなく、私の罪であります。私の夫は此の子の胎内に居る内に亡くなり、又私の夫の死後間もなく此の子供の兄を失ひ不幸は不幸を重ね、私は此の子を生みます迄は續けざまに泣いて居つたのであり

ます。此の子が少しも笑ひもせず、悲んで居るのは全く私の感化を受けたのであります』と答へた。前に繰返して述べた通り、子供と云ふ者は此の世に善く生れて来る権利を持つて居るのに、母の不注意と心得違の爲めに、胎内に宿つて居る子供の能く生れて来るべき権利を害すると云ふのは、一ツの大問題ではないか。女にして母の尊き位にある者は胎内に於ける子供の取扱ひは云ふに及ばず、生み落してより一人前の人間に成る迄に、母は如何に子供を教育すべきものであるか其の原理及び其の方法とに就いて充分に學ぶ事をしなくては子供の権利を充分に保護する事は出来ない。學校に於ても女子に讀書は云ふに及ばず。家政學をも教ふる事は必要であるが、子供に對する母の心得を學理的に教ふる事は大々の必要である。今日の女子教育は此の點に於ては大缺乏して居る。

女學校を卒業した女にして母となつた者が何人、子供の権利を害せず子供に對

して充分の教育を遺憾なくする者があるか、實に小數であると云ふ事を残念ながら云はざるを得ない。

子供の慾心

子供は非常に貪慾な性質を有して居る。或時は愛想をつかさ程慾ばりな者である。二人の子供に蜜柑を二つやれば、二人の子供は直ぐ大きな方を取らんとして争ふ。又二人の子供に同じ大きさの物をやらないと、常に喧嘩が始まる。食事の時でも魚が列べてあれば、直ぐ自分で大きな魚を取る。子供は利己主義一點張りである。子供が他の人の事を思ふと云ふ事は極く稀である。子供の時は此の世界は皆自分の物であると思ふて居る。自分さへ善い物を食べ、自分さへ善い物を着、自分さへ暖かであれば善い。自分さへ善い家に住めば善いと思ふて居る。他人の事などは少しも眼中には置かない。

或學者は、「子供が大人となる成長の歴史は人類の歴史を繰り返して居るのである。つて人類は初は野蠻であるが次ぎは稍々文明となり、それより進んで文明に入るのである。其の如く子供は野蠻時代の歴史を繰り返して居るから、子供が利己主義であつて他人を顧す慾張であるのは當然の事である」と云ふが、果して子供は人間の歴史を繰り返して居るのであるか否やは學者中にも色々議論のある事である。

併し子供は慾張者であると云ふ事は疑ふ事の出来ない事實である。そこで或神學者は、子供が貪慾であるのは親よりの遺傳を受けて來た結果であると主張し、未だ幼い子供でも罪人と等しく思ふて居る。けれども子供の貪慾は必ず罪であると云ふ事は出來ん。幼い子供には未だ良心が充分に發達して居らぬからこれは善で之は悪であると斷決はつかない。故に子供が貪慾であると云ふ事は大人の如く

善惡に照して判断する事は出来ん。子供が如何程慾張つたからと云ふて、子供を大人扱ひにして其の貪慾に對して非常な罰を掛ける事は子供の權利を害するのである。

「子供が慾張りであると云ふ事は子供の性質であつて子供にして若し利己主義がなかつたなら、決して他を愛する主義に移る事は出来ない。世界に於て子供でも國民でも初から博愛主義を以て居るものはない。初めは必ず利己主義である。子供が貪慾であると云ふ事は健全な子供であると云ふ事を示すのである。初から子供の慾張らないのは病的である。子供の慾心は他日他人を愛する元氣を養つて居るのである。親等は子供が慾心であるのを見て自分の子供は何故慾張であるかと悲しむのは大なる間違ひである。健全なる子供にして慾張らない子供は一人もない。親等は自分の子の慾張るのを見る時は子供が他日利己主義より他愛主義に移

る元氣を養つて居るのである。若し子供にして慾心がないなれば、望みのある青年になる事は出来ないと思ひ、子供の慾心に對して何も悲しむ事はいらぬ。

併し親は子供の教育者であるから、子供と云ふ者は慾張る者であると信じ、放任主義にして子供が慾張る儘にして置くならば、實に取かへしの付かぬ貪慾な青年になつてしまふのである。

貪慾は子供の性質であるけれども、又其の貪慾の性質から子供は他愛主義に移る時期があるのであるから、親等は子供は何時迄も貪慾な者であると思ふのは間違ひである。故に親等は常に子供が餘り貪慾に流れぬ様にして、其の貪慾である性質を他を愛する様に導いて行くのが必要である。非常な貪慾な子供は親がよく導いて行けば非常な博愛の人間になる事が出来るのである。利己主義より他愛主義に到るは宇宙の法則である。

子供の友達

子供は社交的な者である。決して一人で居る事は悦ばない。何時も友を求めて居る。王の子供の所へ乞食の子を携れて行つても、お前は乞食の子供だから一緒に遊ばないと云ふ事はない。其の子供を見れば直ぐお遊びになる。子供の頭には王の子供と乞食の子供との違はない。皆自分の友である。子供程友を要する者はない。生れると直ぐ母の手にすがりて母を友とする。

何所の家でも獨子程氣の毒な者はない。二三人も兄弟があれば何時も兄弟を友として遊ぶ事が出来るが、獨子は母か乳母の他に友として遊ぶ者が無い。獨子を持てる親は非常に其の獨子の社交的性質を満足させる様に注意しないと、子供が友を要する権利を害する恐れがある。子供が己の友を要するのは子供の権利である。母親は子供の友となつて行く大切なる役目を神より與へられたのである。ユ

ダヤの諺に『神は何處にも居れないから母を其かほりに家庭に置きなさる』とある。子供は子供の時は親を友とするのを何より楽しむ。縦令どの様な善い乳母でも母の代りとなつて子供の善い友となる事は出来ん。子供を乳母に託して家を後にし外出するのは子供の権利を害するのである。

私は七度も米國に到り、又二度世界を週り、種々の學校に參り、教育上の事を視察した事があるが、何所の學校に行つても、大きな太鼓の様な腹を抱へて教授して居る女教師を見た事はない。

米國ニウヨルク州では結婚した女は教師たる事の出来ない規則がある。何故にニウヨルク州に斯くの如き規則があるか其理由は知らないが、人の妻となる者は先づ人の母となる者と假定し、子供の権利を重するが爲めに斯くの如き規則があるのかも知れん。大きな腹をして女が外へ出ると云ふ事は外聞の悪い事であり、教

場に相撲取の様な腹を抱へて教授すると云ふ事は決して體裁の善い事ではない。

母が家に居つて大切なる子供の友となつて居る事が大切か、又教場に出て教ふる事が大切かと問へば、誰一人あつて、子供を乳母に託して半日なり一日なり家を開け、自ら子供の世話をせなくても、教授する方が善いと云ふ人はあるまい。

夫が病氣であるが爲めに生活上萬止むを得ず、心ならずも教授の任にある母達があるかも知れんが、何に致せ子供の時に自分の母親を友として母と一緒に居る事の出来ない子供は不幸な子供である。子供が母から離るゝ様になつて他に友を求むる時が来た時には、親は其の子供の爲めに善い友達を撰んでやらなくてはならない。

子供を内に置くのは五月蠅いと思ひ家から追ひ出す様にし、巷に遊んで居る子供と一緒に遊ばして置くと、取返しのかね結果を見る事がある。子供が善い子

供になるのも、又悪い子供になるのも、子供の友の善惡に依る事が多い。子供を教育するに一家の内二三人の娘と二三人の男の子供のある家は理想的の家庭である。

前にも述べた通り、子供の第一の善い友は母である。第二の友は姉妹兄弟である。五六人も兄弟を有して居る家庭であれば、他に友を求めなくても自分の家にて兄弟仲よく遊ぶ事が出来る。

子供が學校に行く時代になると親にとつて一番心配するのは學校友達である。今日の學校は云ふに及ばず、社會は惡青年を以て充ちて居る。親にとつて自分の愛する子供が惡青年と交り惡青年の群に加はり、親の名譽を傷け、社會の笑ひ者となる程辛い經驗はない。親を泣かすのは多くは惡青年と交つた結果である。

十六七才の青年男女を東京の如き地に確かなる監督も頼まず、勉強に出す親等

の心が解らない。猛き狼の何匹も割據して居る場所へ子供を投げ込めば、狼に咬まれて殺されてしまふと云ふのはよく解つて居るにも係はらず、東京の如き狼よりも悪い青年の群がつて居る中へ自分の可愛い子供を手放すと云ふ事は實に理の解らない事である。

『朱に交れば赤くなる』と云ふ諺は宇宙の大法則である。子供の友に注意しない親は親の務を盡したのではない、子供の權利を蹂躪したのである。

子供の好奇心

或學者は、『子供は生れながら發明家である、』と云ふて居るが、子供の好奇心が確かに其の子供を發明家にするのである。母は度々子供に人形を買つてやると、直ぐ子供は其れを毀してしまふのを見て、非常に其の子供を叱りつける事がある。又人に會ふ時は、『私の子供ほど悪戯な子供はない。何か物を買つてやれば直ぐ破

してしまふ、』と云ふて自分の子供に對して他人に迄不平の聲を洩す親等は澤山にある。

成程子供は何でも物を破す性質を持つて居る。併しそれは何の目的もなくして無暗に物を破すのではない。子供が時計を破して見たり、又何か珍らしい物を買へば直ぐそれを破してしまふのは、子供は非常に珍らしい事が好きであると云ふ事を證據だてるのである。

例へば子供に時計をやれば、其の時計がチン／＼と云ふのが子供にとつて非常に珍らしい。そこで子供は時計が何故にチン／＼と云ふか其のチン／＼云ふ理由を知りたい、其れで其の時計を破するのである。

若し子供が珍らしい物を買つて其れを破しもせず、後生大事に永く大切にしまつて置く子供であれば、其の子供は確かに病的の子供である。子供に好奇心が強い

から物を學ぶ力も出來、又種々の事を發明する事が出来るのである。

併し勿論子供に、何でもかでも手に持つものは皆無暗と物を破すと言ふ悪い癖を付けるのは、非常な間違ひであるが、又其れに反して子供が無暗と物を破すのを矢鱈に叱り飛して子供の好奇心を壓迫する事は、實に子供の權利を害するのである。親は云ふに及ばず、學校の教師等は子供の好奇心の強いのをよく知つて居らなくては子供を教育する事は出來ない。

子供は大人とは違い直きに物に飽きるのである。子供は中々正直であるから話を聞いて居つても大人のように外見を憚ると云ふ様な考も又遠慮もない。大人なれば永い演説を聞いて嫌やだと思ふても、聞いて居る様に見せかけて實は居眠りをする事がある、子供は正反對で自分の嫌やな物に對しては自分が嫌やである事を何につけかにつけ見せるのである。

例へば永い話に退窟すれば、欠伸をするとか、尻を動かすとか、又人と話をするとかするのは、何も悪氣があつてする理ではない。子供は前にも述べた様に直ぐ物に退窟する性質があるからである。

何でも子供の好氣心に訴へて常に珍らしい事を聞かしたり、又見せて居れば、必ず好氣心の爲めに永い話でも退窟せずに聞く事がある。學校で教師が生徒等に一生懸命に教へて居つても學校の側に太鼓の音がするとか又何か珍しい音がすれば、直ぐ其の方に注意をとられるのは子供に好奇心があるからである。

或日曜學校で一人の悪戯な子供が常に女の教師の話をも柔順く聞いた事がないのに其の日に限つて其の悪戯な手に負へない子供が先生の話にも耳を傾け脇見もせず一生懸命に聞いて居たから、教師は非常に悦び、其子供に向ひ、「太郎さん今日は能く私の話を聞いて呉れました大變に嬉しい。」と云ふたら、其の子供は變な顔を

して「私は今日貴方が頭を振りながら一生懸命に教へておいでなさる時に、貴方の頭の櫛が今に落ちはないかと思ひ、冷々して其ればかりに氣を取られて居つたのである」と申した。

子供は教師が教へる時何か珍しい事があれば、必ず注意する。子供に注意を惹起させ又興味を持たす様にするには是非其子供の好奇心に依らなければ決して子供を教育して立派な者にする事は出来ない。此の好奇心を打破る事は子供の權利を害するのである。

悲しい事には何處の國でも親達は云ふに及ばず、學校の教師達が此の貴き子供の好奇心に大妨害を加へて居る事は疑ふ事の出来ない事實である。

○子供の力の標準

學校に子供を遣る親等の頭を痛める事は、學校に於ける自分等の子供の成績が

よくない爲め學期の終りが來ると第したり、又落第はしなくとも辛うじて及第する位にて、如何にも學力の能くないのを見て、非常に落膽し失望する事である。今日日本の學校制度によると組の上席を占めんとするには多方面に學才のある者でなくては到底上席に座する事は出来ない。

例へば算術に滿點を取つても若し畫を能く描く事が出来ないならば、其の點が非常に低くなるから、従つて凡べての點が減じる。故にとても優等生の資格を持つ事が出来ない。子供が學校を終へ、世に出て偉い者になると云ふ標準を單に學校の平均點に依つて判斷するのは大なる間違である。親等の無暗と子供に對して學校の上席を望み、若し上席に登る事が出来ない時は子供に對して、愚鈍であるとか馬鹿であるとか云ふのは實に怪しからん事である。

子供が學問の餘り出来ないに三つの明白な理由がある。

第一は、親は子供の才智才能の力を知らず、他人の子供は皆學校に行つて學問が出来から、自分の子供も必ず出来る者と思ひ、無理に學校の好きでない子供を叱りつけて學校に送る事は實に子供の權利を害して居る。學問の才のない子供は又他の方面に天才を有して居るから。親は決して失望する事なく、親切に其の子供の才智才能のある方面を調べ、其の子供に適當なる職業に従事させる事は親の大切なる務である。

第二は中學一二年生の時は非常に能く出来た青年が中學の三四年になると學力が進まず、遂に落第する様な事が度々ある。親等は斯くの如き子供に對して非常に失望し、其の子供を優等生にせんと思ひ夏の休みにも休ませず、又夜も遅く又朝は早く起して、非常に嚴重な監督の下に其の子供に勉強させる親等が深山あるが、親の能く心得て居らなくてはならぬ事は、何の原因に依つて今まで出来た子

供が、出来なくなつたのであるかをよく調べなくてはならぬ。悪青年と交つて怠者になつたのであるか、又は身體に何か異状があつて身體の悪い爲めに精神を鈍くしたのでないか、其の原因を探す事が大切である。身體の爲めに精神に感化を起す事は非常なものである。若し身體の上から學力に變化が来たのであるならば、親が子供を叱り飛ばすより、醫者に携れて行く事が必要である。

第三は學校で上席を占むる事の出来ないのは或子供は或學科が嫌やであるからである。換言すれば其の子供は其の學科に興味がないからである。子供は興味のないものには熱心になる事が出来ない。故に親等は此の子供は如何なる物に興味があるか非常に氣を付けて居らなくてはならない。

歐米に於ける大人物の傳記を讀んで見ると、學校にて餘り成績が善くない者が大學校を出て後、大なる人物になつて居るのである。例へばチャールズ・ダアウイ

ンは子供の時は決して秀才の名はなかつた。親より「お前は鳥を取る事か鼠を取る事より他に何も出来ない」と云はれて居つた。ナポレオンは學校にて算術の外何んにもできず、組の四十二番で辛うじて卒業したのである。ヘンリー・ビイチャーは十歳の時は字も碌に書く事が出来ず、又口が非常に重く、話す事は出来ず人から愚鈍な子供と云はれた。グラッドストーンはエトンの學校に居た時は世界の大政治家になるべき技倆を少しも示さなかつた。

併しダアウインは大學者となり、ナポレオンは大軍人となり、ビイチャーは大説教者となり、又グラッドストーンは大政治家となつたではないか。子供の力を單に學校の成績を標準として、判断するのは大なる間違ひである。

今日の學校の制度は確かに子供の權利を蹂躪して居る處がある。學校にて成績が悪くからと云ふて其の子供が大人物となつて名を後世に残さないとも限らぬ。

餘り學校の成績にのみ心をとられ却つて其の子供が如何なる偉大なる人物になるべき貴き才能を有して居るかを忘れてはならぬ。

子供の天才を見ると云ふ事が親の大なる役目である。子供の天才を見るの目的ない親は子供の生涯を誤らすのみならず社會に非常な損害を來すのである。子供は必ず子供の時に自分の天才を現はして居る。

ダアウインが鼠ばかり捕えて居つた事は自分の天才を示して居るのである。ウオタルスコットが子供の時喧嘩好きで又話をする事が非常に上手であつた事は自分の生涯の役目を示して居つた。モザートやベトオベンの如き大音楽者は三四歳の時に既に大音楽者になるべき音楽の天才を示して居つた。併し天才ばかりあつても充分の修養をせなくては何でも偉い者になる事は出来ぬ事は云ふ迄もない。併し偉い者になる要素の重なる物は確かに天才である事は輿論と云ふてもよい。

親等は此の子供の天才を發見する事に充分の注意を拂はなくてはならぬ。

子供の問

子供は生れつき物を問ふ様に造られてきたのである。親は子供がいくら物を問ふても五月蠅いと云ふ様な風を見せてはいけぬ。子供は何時も「あれ何？あれは、どうして出来たの？あれは何うしたの？」と云ふ問を朝から晩迄掛けて居る。親は、五月蠅くてたまらないから、痲癢を起し、「何故お前は何でも彼でも聞きたがるの？」と云ふて子供を叱り飛ばして子供の問ふのを壓え付け様とするが、之は實に親が子供の権利を害するのである。子供が問ふのは遊び半分に問ふのではない。又親を困らせんとして居るのではない。

凡ての智識は問ふより來るのである。子供が智識を己の藏に蓄へる事の出來るのは問より來る結果である。若し子供が何も問はず、毎日黙して居らば、其の子

供は未來に於て望のある子供ではない。子供であらうが、又大人であらうが、物を研究せんと思ふなれば、問ふより外に道はない。子供が問を出す事は恰も餓えて居る者が食を求むる様に智識を求めて居るのである。腹が空つても食を求めぬ者は死する事は定まつて居る様に、子供にして問を掛けぬなれば、智識上死する外に道はない。故に問は假令五月蠅いと思ふても、子供の問に對しては親切によく子供が満足する様に答へてやらなくてははいけぬ。子供の問に對して子供に不愉快な感を與ふれば、其の子供は成長して無學無能の生涯を送る様になる。

親は子供を湯に入れてやつたり、衣服を着せてやつたり、食物を與へたりして子供の肉體の爲めには有らん限りの力を盡してやるではないか。然るに子供の靈に衣服を着せてやつたり、湯に入れてやつたり、又食物を食へさす事を五月蠅く思ふのは實に理の解らぬ事である。又親は子供の問に對して解らない事があつた

ならば、解らないと云ふてやらなくてははいけぬ。子供は哲學者にも解らない中々六ヶ敷い問を掛ける事がある。例へば、『神様は誰れがお造りなされたか』とか。又『何故に竹やの顔の色が黒い』とかと色々の問を掛ける。若し親が知らないと云ふたら、子供は親を馬鹿にする様な事はないかと思ひ中々説き明かしの出来な事を話すのは大なる間違ひである。一度聞いた事は子供は決して忘れるものではない。親から聞いた事は金剛石に彫り付けられた様に子供の心に深く彫り付けらるゝのである。

子供だからと云ふて何も解りはしまいと思ひ出鱈目な答へをする事は大に謹まなくてはならぬ。親は子供に對しては何所迄も教師の地位を占めて居る。併し問ふ事は子供の性質だからと云ふて無暗と親の防げをさしてはいけない。出来る事なれば時間を定めて置くと大變善が實際には不可能であると思ふ。親は常に子供

の問に注意して、他人の前に個人的に渡る様な問は努めて問はせぬ様、又其様な問を避ける様にして居なくてはならぬ。例へば客來の時之は何と云ふ衣服であるとか、又貧乏人の子供が親と一緒に來た時、子供が足袋を着いて居らぬのを見て何故此の子供は足袋をはいて居らないのであるかと云ふ様な問に對しては、非常に注意しなくてはならぬ。

問ふと云ふ事は前にも述べた様に子供の持前であるから、其の間は餘り子供ながら馬鹿げた問でない様に、又怜悯な問を掛けさせる様に導いて行くのは親の大切な務である。子供が問たがる様に話を聞きたがるのは子供の性質である。親は子供から話攻めに會ふのである。話をして呉れ〜と子供は毎日母に迫まつて居る。善い母とならんとするには子供に話す話を充分に蓄へて居らなくては子供を善く教育して行く事は出来ない。子供が話を聞きたがるのは問ふと同様

に凡ての智識を己の藏に蓄へんとして居るのである。親は子供の爲めになる話の外に決して子供を馬鹿にする様な話をしてはならぬ。

子供の眞似

子供が暗示を受けやすくして恰も何でも寫真を取る様に直ぐ實物を寫すと云ふ事と、又其の暗示された事を眞似ると云ふ事は同じ様であるが能く調べて見ると暗示と眞似ると云ふ事は違ふ。暗示されると云ふ方は受動的であり、眞似ると云ふ方は自動的である。兒童學者は眞似ると云ふ事を種々に區分して詳しく解いて居るが、此所には學理的の議論は止めて實際上子供の眞似ると云ふのを話す様にしませう。

子供の前で御菓子と云ふと子供は直ぐ菓子が喰べたくなる。子供は何でも眞似をする様に造られて居る。何故に子供は眞似をするかと云ふと、或學者の云ふ様

に子供には眞似ると云ふ事は學ぶと云ふ事である。子供が手習をする時に手本を見て習ふ様に子供は目前にある物を見て眞似て學んで行くのである。自分の周圍にある物は皆子供の手本である。悪い手本を興ふれば、上手な字を書く事が出来ない様に、見る物又聞く物が皆悪い手本なれば、其の子供はそれを眞似て悪い子供になるのば當然な事である。

孟子の母が自分の子の爲めに三度自分の住居を換へたと云ふ話があるが、子供が見る物聞く物を眞似るからであつた。米國では母が子供の教育に非常に力を盡すのは感心な事である。私の知人は子供の教育の爲めに自分の立派な家を賣つて、善い學校の在る所に行つて家を買ひ、其の子供を教育して居る。

或人は自分の近所に酒屋の出來たり、又芝居が出來たりした爲め、自分の子供の爲めに家を賣り拂ひ、他に轉居した。親は自分の子供を教育する爲めには自分等

の居る周囲をよく注意しなくてはならない。

芝居の近所に居る娘達は何時も役者の話ばかりして居るから役者の如く風采が野卑になる下町に居る娘達の作りが何となく野卑で藝者めいて居るのは藝者の真似をするからである。電車に乗つて居る娘達を一目すれば、其の娘達の境遇を知る事が出来る。真似ると云ふに二様ある。一は未だ幼い子供は何も考へる力がなけれども、無意識に毎日々々見る物聞く物の真似をして居る。子供は我々の考の及ばぬ處に氣を付けて居る。何うしてあの子があんな事を云ひ、又斯くの如き事をするのであるかと能く調べて見ると、子供は云ふ事、爲す事、皆見た事聞いた事を真似て居るのである。三四歳の子供に對しては非常に注意しないととんでもない真似をする。

或新聞に出て居た記事に、「或娘が四歳の子供を携れて芝居に行つたら、其の子

供は其の翌日臺所で腹に刃庖丁を刺し血を流して居つた、母は驚歎して其の刃物を取り上げ危い處を助けた。何故に四五歳の子供が腹切りをしたかと云ふに、昨日娘が子供に見せた芝居は勘平の腹切りの場であつたのである。其れを見て子供は腹切りの真似をしたのである。

又或日曜學校にて、三四才の幼い子供に教師がイエスの爲めに昔火の中に入れてられた聖人の畫を見せ、又其の火の中に入れてられた感心な人の話を聞かしたら、其の聞いて居つた一人の子供は家に歸つて赤坊を火の中に入れて殺したと云ふ悲しい話がある。以上述べた話は子供は無意識に何の判断もなく見た事又聞いた事を真似る事である。

第二は意識的充分の考へを以て人の真似をするのである。子供が十才以上になれば理想も大分發達するから、真似る事は皆理想に訴へて真似るのである。自分

が英雄豪傑の傳を讀むと豪傑ぶつたりするのは理性上真似る事より來るのである。

警察の手になつたニウヨルク州の一週間に起つた犯罪の報告を讀んで見ると一つの新聞に何才の婦人が何う云ふ様にして首を縊つて死んだと云ふ記事が出ると必ず一週間に同年位の婦人が同じ方法で首を縊つて何人も死ぬとの事である。人間と云ふ者は真似をなす動物であるから、悪い小説を讀み、新聞に出て居る盜賊の記事を讀んで、其の事を真似る爲めに何の位世に罪人が殖へるか知れませぬ。新聞記者は子供の教育に大責任がある。悪少年が我國に充滿して居るのは大いに新聞記者の責任に問ふ處がある。唯營利上の事のみを考へ遠慮なく社會の凡ての悪事を暴露し、又針程の事を棒程に書きたて、青年等に向ひ斯くの如き事をせよと云はぬばかりに悪事を記載するのは、青年に悪事をせよと教ふると同様

である。

政府は政治上に關する事ばかりでなく、又唯猥褻に流れる記事に制裁を加へる事のみをせず、青年に悪しき感化を及ぼす記事の如きは充分なる制裁を加へる様にしないでならぬ。

日本が物質的に流れ、武士は喰はねど高楊子主義が藥にしたくも無くなつてしまつたのは、青年が現代思想を真似るからである。真似ると云ふ事は教育上非常な力を有して居る。社會が悪い手本を子供に見せながら、子供に善い者になれと云ふのは、瓢箪から駒を出さんとすると同様な方法である。いくら文部省が學校にて倫理學を教へても教師が不道德で品性が卑しかつたなら、偉い人物が學校から出る筈はない。

青年は教へらるゝ事よりは實際を真似る事に力を有して居る。又今日學校で教

へて居る事で社會で爲して居る事とは正反對な事が多いのである。然るに青年が學校に居る時は短く社會に居る時間が永い。其の永く居る社會が罪惡に充ちて居れば、青年が其の眞似をして悪くなるのは當然な事である。子供は能く教育してもらふ權利を有して居る。然るに大人が罪惡を犯し、其の罪惡を青年や子供に暗示し、又眞似をさすと云ふ事は確かに子供の權利を害して居る。子供の權利を重じ、子供を立派な者に造り上げんとするには、子供に見せる手本を善くせなくてはならぬ。悪い又無學な親は子供の親になるべき資格がないから、政府は何かの規則を作り子供の權利を保護するに努めなくてはならぬ。

子供に對する尊敬

「イエスは『小子の一人をも慎みて輕視する勿れ』と命じ給ふたにも係はらず、基督信徒と雖もイエスの命令に背き子供を輕視する傾向のあるのは實に怪からぬ

事である。人が子供を輕視するのは子供の價值を知らないからである。イエスは子供は如何なる物であるか、子の供價值を善く御存知であるから、決して輕視し給ふ事はなかつた。多くの親等は子供を遊び者の様に考へ、子供に對する尊敬の念が少ない。

例へば子供に衣服を着せるにも、子供は大人とは異なる事は云ふ迄もない事であるが、子供を見世物の如くに思ひ、體の不自由な衣服を着せたり、又大人の様な衣服を着せたりする事は、子供を輕視して居る何よりの證據である。子供が言葉を學ぶのは恰も大人が英語を學ぶ様なものである。併し學校に於て大人が英語を學ぶ時間違つた事を云ふても、大人に對し尊敬の意を表する爲め笑ふ様な事は無い。若し萬一にも笑はるゝ事があれば、其の笑はれた人は、黙つて居る事は無い。然るに子供が間違つた言葉を云ふ時は、笑ひ者の種となつて大勢の人々から

笑はれ遊び者にされるのである。大人に對して尊敬の意を表して、子供に對しては笑ふのは子供を輕視して居るからである。七十、八十の祖父さん祖母さんにおかしな帽子をかぶせて笑ひ、遊び者の如くに爲る者は一人も有るまい、可愛らしき子供の頭に變な帽子を被せて遊び者の如くにする人は澤山にある。何故に大人のみを馬鹿にしないで子供のみを馬鹿にするのであるか。子供は大人とは違ひ年を重ねて居らないからであるか。又子供は大人より智力が發達して居らないから馬鹿にするのであるか。或親は自分の子供を品物の如くに取扱ひ、子供の權利を害するのに此れ程大なるものはない。子供は大未來を有して居る大抱負を持つて居る神の子供である。大人と雖も子供の如くにならざれば神の王國に入る資格がない。斯くの如き貴き徳を有して居る子供を物品と心得、學校に送つて子供を教育するのは、子供を物品と見做し資金を入れて商品として卒業の後は算盤の

上で此の子供にはいくらの資金が入つて居るとか云ふて教育とは商賣をするが如く思ふ人のあるのは實に子供の權利を蹂躪して居る。又或親は子供の天才を顧みず、自分が商人であれば其の子供が商人の天才を有して居らうが居るまいが少しも子供の權利を顯す、自分の思ふ通り商人にせんとするのは、子供を尊敬するのではなく、子供を輕視し子供の權利を害して居るのである。

我日本の子供が親の爲めに何の位此の權利を妨害せられて居るか知れん。親子の關係上親は自分の職分を子に譲りたく、又子供は親に尊敬の意を表する爲めに親の職業の後継ぎになりたいと云ふのは情に於てはさも有るべき様であるが、愛情と權利とは別物である。親の愛情の爲めに子供の權利を蹂躪するのは親が其の道を誤つて居る。愛情の爲めに子供が權利を犠牲に供する事は子供にとつて不幸のみならず社會一般に及ぼす害は非常なものである。子供の價值が充分に社會

一般より認められない内は社會が文明に進むことは出来ん。

野蠻な國程子供を尊敬しない。十九世紀の終り頃より廿世紀に掛けて、兒童學と兒童心理學と教育學の進歩につれて、兒童の地位が段々高くなつて來たのは、子供の爲めのみならず社會にとつて非常な幸福な事である。

子供の遊び

一般の人は子供にとつて學校は學ぶ所、家庭は遊ぶ所であると云ふ考を持つて居るが、其れは間違つた考である。子供は此れは働きである、此れは遊びであると云ふて、明瞭に區別する事は出来ない。子供に於ては働きも遊びも同一である。子供が遊ぶと云ふ事は大人が働くと同じ事である。親達が子供に綺麗な洗ひたての着物を着せたかと思ふと、子供は直ぐ外に出て遊び、其の着物を泥だらけにして、家に歸つて來るのを見て、子供を叱りつける事があるが、前にも述べた通り

子供の遊ぶのは大人の働くのと同じであるから、子供には大人が働く時に着る様な着物を着せて置かなくては、毎日々々子供の着物の爲めに腹を立て、居らなくてはならない。

家の主人が機械場へ働きに行つて衣服を油だらけにして歸つて來ても、妻君は決して怖い顔をして主人を叱り飛ばす事はない。然るに子供が主人と同様に働いて、衣服を汚して家に歸つて來る時は、お母さんが叱り飛ばす。之れは母が子供の遊は如何なるものであるかを知らないからである。母の無智なるが爲めに何の位子供は惨い目に會ふか知れん。

よく子供の遊びを注意して見れば、子供が年を経るに従がつて遊びが進歩して行く。子供は遊ぶと云ふ本能を生れた時から持つて居る。

子供の遊びは教育的である。遊びに依つて子供は立派な人間になるのである。遊

ばない子供は決して子供ではない。獸でも生れながら遊ぶ本能を持つて居る。勿論人間の遊びとは違ふが、一二才の子供の遊びは個人的であつて他の友を求めず一人で遊ぶ。重に遊ぶ物は自分の指を口に入れる。又手當り次第に何でも彼でも石であらうが紙であらうが棒であらうが、更に物を選ばず、投げたり落したり引つぱつたりして遊ぶ。此の遊びに依つて子供は自分の筋肉を非常に堅固に發達させるのである。三才から七才位になれば非常に元氣がついて来て、二三才の子供とは遊ぶ事が非常に違つて来る。此の時代の子供は木に登る。飛ぶ、鞦韆に乗る。木馬に乗る。男の子供は軍人の人形や船や馬や汽車などを持つて遊び道具とする。女の子供は重に人形を持つて遊ぶが、鍬や桶の様なものをも遊び道具とする。男女共子供は共に輪を造つて遊ぶ様になり、歌を盛んに歌ふ様になる。

二これより遊びは個人的でなく社交的になる。七八才から十二位迄は男の子はた

こをあげたり、三輪車に乗つたり、又相撲を取つたりして遊ぶ。女の子供は重に人形の遊びをしたり、又手玉を取つたりして遊ぶ。十三四才から先は男の子はベースボールの狂者になつたり、テニスの遊びをしたり、ボートレースをやる。遊びも非常に込み入つた物になる。指を口に入れて居つた子供がベースボールのチャンピオンとなる。遊ぶ場所は人物を作るに教場よりは偉大なる感化がある。

ウエリントンがウォータローの戦場に於て大勝利を得たのはエトンの學校の運動場で訓練せられた結果であると云ふ事は、誰も疑ふ者がない。子供の遊びを輕視する親等は子供の權利を害するのである。遊びと云ふ事が子供の人格上非常に大切な事なれば、親等は子供の玩具を選ばなくてはならない。

ウリキンと云ふ女の先生は子供に對して多くの書物を書いて居るが、親に向い遊びの教訓を與へた内に「賢く子供の玩具を選べ」と大なる注意を與へて居る。

又グロースと云ふ學者は遊びと云ふ事を學理的に研究して一冊の書物を著して居る。近頃兒童學者は遊びと云ふ事を學理上より研究して居る。子供は子供の興へられたる遊びの本能を充分に發達させる権利を持つて居る。子供の遊びを壓へつけるのは確かに子供の権利を蹂躪したのである。親は子供を遊ばす時は子供を教育する大切な役目を盡して居ると云ふ事を忘れてはならぬ。

子供の書物

子供には何ういふ乳を飲ませよいか、子供には如何なる物を食べさせなくてはいけないか。夏になれば子供を海邊に携へて行かなくてはいけない、又山のよい空気を吸はせなくてはいけない、と云ふて子供の身體の爲めに非常に注意する親等は澤山にあるが、子供には何う云ふ書物を讀ましたら善いか、又如何なる書物は子供の爲めに悪いから、子供の手に渡してはいけない、と云ふて子供の心の發

達に充分注意する者が何人あるか。己の死後の事迄も考へ、子供の爲めを思ひ、自分の身に保険をつけたり、又貯金をする人は澤山にあるが、子供の精神の事にそれ程注意する人は幾人あるか。世の中の人には肉の事ばかり思ふて靈の事を思はないのである。自分が肉の事ばかり思ふから、自然と子供を思ふのも肉的になるのも止むを得ない事であるかも知れんが、それは誠に悲しむべき事である。

ジョンソン先生の云はるゝ様に、凡ての知識の源は讀書にあるのである。書物を讀まなくては知識を増す事は出来ん。

又アジソン先生の云はるゝ様に、身體は運動すれば爲る程強くなる様に、書物を讀めば讀む程心が強くなる。然し子供は一才より廿四才に到る迄進歩發達して行くのである。決してちつと固定して居るのではない。成長して行くのである。身體が成長するに従つて食物を替へて行かなくては體は大きくなる事は出来ん。

乳を飲む時代もあれば又肉を食べさせる時代もあるのである。若し乳を飲まず時に肉を食べさせたり、又肉を食べさせず時代が来て居るのに乳のみを飲まして置けば子供を殺すと同様な事をして居るのである。食物を食べさせるのにも身體の成長する時期に従ふて適當なる食物を與へなくてはならぬ。

其の如く心の養いも心の成長して行く時期に従ふて食物を替えて行かなくてはならぬ。誠に残念な事には日本には子供の讀物が貧弱である。在る物は俗にお伽噺と云ふて風が物を云ふたとか、地を掘つたら金か澤山出たとか、不自然な話ばかりが多い。日本の子供はお伽噺で食傷して居る。四五才の時代は勿論前に云ふた通りお伽噺を聞かしたり又讀ましても其の時代の子供の性質に適して居るのであるから、善い食物となるが、十才より十三四才の子供にお伽噺ばかりを讀まするのは子供の自然の發達を止めるのである。教育上非常な妨害となる。

今日兒童の文學に従事する人々のうちには兒童の心理の法則に従ふて文章を綴る人は極少ない。又營利上本屋の奴隷となつて不本意ながら書籍を出版する人があるかも知れん。何しろ今日の子供の爲めに讀ますべき書物の少ないのは國家として悲しむべき事である。併し既に出版されて居る書物の中には多少の善い書物もあるから、其の内より善い書物を選んで子供に讀ます事が必要である。

悪い小説の如きは決して子供に讀ましてはならぬ。悪い小説や餘り冒險的の書物を子供に讀ます事は恰も毒を飲ますると同様である。米國にて子供が盜賊をしたり、又人を殺したりする原因を能く正して見ると、皆悪い書物を讀んだ結果である。

終りに親の注意すべき事は讀書なさせると云ふ事は一つの趣味である。子供の時代より善い書物を讀ます様にするのは、一つの善い習慣をつけて行くより外

に道はない。讀書の事に就いては日本に於ても種々の書物が書かれて在るから、
私が多く云ふ必要はない。

子供の権利終

大正十五年八月二十日印刷
大正十五年八月廿五日發行

【定價金五拾錢】

不許複製

著者兼
發行人

東京府下北豊島郡巢鴨町一六二三
田村直臣

印刷者

東京府下北豊島郡巢鴨町一六二
澤田文雄

印刷所

東京府下北豊島郡西巢鴨町一二六
學園印刷所

發行所

東京府下北豊島郡
巢鴨町一六二三

大正幼稚園出版部

大正幼稚園出版目錄

田村直臣著	□兒童中心のキリスト教	定價五十錢 送料六錢
田村直臣著	□ <small>英文</small> 兒童中心のキリスト教	定價十二錢 送料十二錢
田村直臣著	□基督教倫理	定價十二錢 送料十二錢
田村直臣著	□兒童の權利	定價五十錢 送料六錢
田村直臣著	□舊約人物論	定價八十錢 送料十二錢
田村直臣新案	□『色板積木教育』	一個定價二圓 郵送十二錢

箱入色板 十六枚

第一、數字の部 第二、イロハの部 第三、形體の部 第四、新約書物語

252.5

128

終

